

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「独立行政法人における政府出資金等の状況について」

平成25年9月

会計検査院

会計検査院は、これまで、独立行政法人における財務、業務運営等に関する検査として、国会からの検査要請を受け、平成17年10月に「独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果について」を、20年11月に「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」を、24年10月に「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」を、それぞれ会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の3の規定に基づき報告している。また、19年9月に「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」を、23年10月に「独立行政法人における運営費交付金の状況について」を、それぞれ同法第30条の2の規定に基づき国会及び内閣に対して報告している。そして、これらの報告書において、独立行政法人の財務等の状況について、多角的な観点から引き続き検査していくこととされているところである。

本報告書は、以上のような経緯等を踏まえて、独立行政法人における政府出資金、資本剰余金及び利益剰余金の状況について検査を実施し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成25年9月

会計検査院

目次

1	検査の背景	1
	(1) 独立行政法人制度の概要	1
	(2) 独立行政法人の会計基準等の概要	2
	(3) 独立行政法人における政府出資金の概要	2
	(4) 独立行政法人における資本剰余金の概要	4
	(5) 独立行政法人における利益剰余金の概要	5
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	5
	(1) 検査の観点及び着眼点	5
	(2) 検査の対象及び方法	6
3	検査の状況	8
	(1) 政府出資金等の推移の状況	8
	(2) 政府出資金の状況	10
	ア 独立行政法人の設立時における政府出資金の状況	10
	イ 追加出資の状況	13
	ウ 政府出資金の減少の状況	17
	(3) 資本剰余金の状況	19
	ア 資本剰余金の会計処理の状況	19
	イ 資本剰余金に見合う現金預金等の会計処理及び保有の状況	20
	(4) 利益剰余金の状況	25
	ア 積立金、精算対象積立金及び次期中期繰越積立金の概要	25
	イ 精算対象積立金の処理の状況	27
4	所見	30
	(1) 検査の状況の概要	30
	(2) 所見	32
	別表1 独立行政法人101法人における中期目標期間	35
	別表2 国や特殊法人等から現金預金等を承継した独立行政法人・勘定の状況	36
	別表3 図表5及び図表8における該当法人	38
	別表4 83法人における精算対象積立金の繰越し及び国庫納付の状況	39

事例一覧

(2) 政府出資金の状況

[承継した投資有価証券等について、使用に係る計画が定められていないことなどのため、国債等で運用するなどして保有している事例 ＜事例1＞	11
[政府から出資された資本金を使用することなく保有している事例 ＜事例2＞	11
[承継した現金預金等について、中期計画で具体的な使用目的等を定めおらず、同計画の変更も行わずに使用するなどしていた事例 ＜事例3＞	12
[承継した現金預金等について、使途等に係る規程等を整備していない事例 ＜事例4＞	12
[資産を取得した際に作成した支出に関する資料を調査することによって追加出資に係る資産であることが判明する事例 ＜事例5＞	16

(3) 資本剰余金の状況

[返戻金を中期目標期間の最終年度を経過した後においても、現金預金として独立行政法人内部に留保していた事例 ＜事例6＞	23
[承継に伴い資本剰余金として保有する現金預金及び有価証券について、財源や保有目的が確認できない事例 ＜事例7＞	24

(4) 利益剰余金の状況

[精算対象積立金を構成しない償却資産の未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金の算定に含めていた事例 ＜事例8＞	28
[自己収入か独立行政法人の設立時に承継した現金預金のどちらの財源で取得した償却資産であるかを明確にしないまま未償却残高に相当する額の精算対象積立金を次期中期目標期間へ繰り越している事例 ＜事例9＞	29
[精算対象積立金を構成しないリース資産の未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金の算定に含めていた事例 ＜事例10＞	30

独立行政法人における政府出資金等の状況について

検 査 対 象	独立行政法人101法人
独立行政法人における政府出資金等の概要	独立行政法人がその業務を確実に実施するために必要な資本金のうち政府から出資されたもの、独立行政法人の運営のための財産的基礎として拠出されたものの元本である資本剰余金及び独立行政法人の運営によって生み出された成果としての利益である利益剰余金
101法人のうち政府出資が行われている95法人における政府出資金の合計額	24兆0688億円（平成23年度末）
101法人における資本剰余金の合計額	1兆1758億円（平成23年度末）
101法人における利益剰余金の合計額	6兆3962億円（平成23年度末）

1 検査の背景

(1) 独立行政法人制度の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人である。

そして、平成13年4月に、中央省庁等改革の一環として、国が直接行っていた事務及び事業を実施させるために設立され、その後、特殊法人等から独立行政法人に移行したり、独立行政法人の統廃合が行われたりするなどの経緯を経て、25年4月1日現在における独立行政法人の数は101法人となっている。

独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）において定められ

ており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）等において定められている。そして、通則法第29条、第30条及び第35条の規定に基づき、主務大臣は3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、独立行政法人は中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成して主務大臣による認可を受けるとともに、主務大臣は中期目標の期間の終了時において当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方並びに組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされている。

さらに、独立行政法人の制度及び組織については、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月閣議決定）において、引き続き検討し改革に取り組むこととされており、内閣の行政改革推進本部の下に「行政改革推進会議」が設置され、見直しが進められている。

(2) 独立行政法人の会計基準等の概要

独立行政法人の会計は、通則法第37条において、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によることとされている。また、独立行政法人は公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないなどの特殊性があり、この特殊性を踏まえた「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」」（平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定）及び「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」（平成12年8月総務省行政管理局、財務省主計局及び日本公認会計士協会策定。以下、両者を合わせて「会計基準等」という。）が定められている。

(3) 独立行政法人における政府出資金の概要

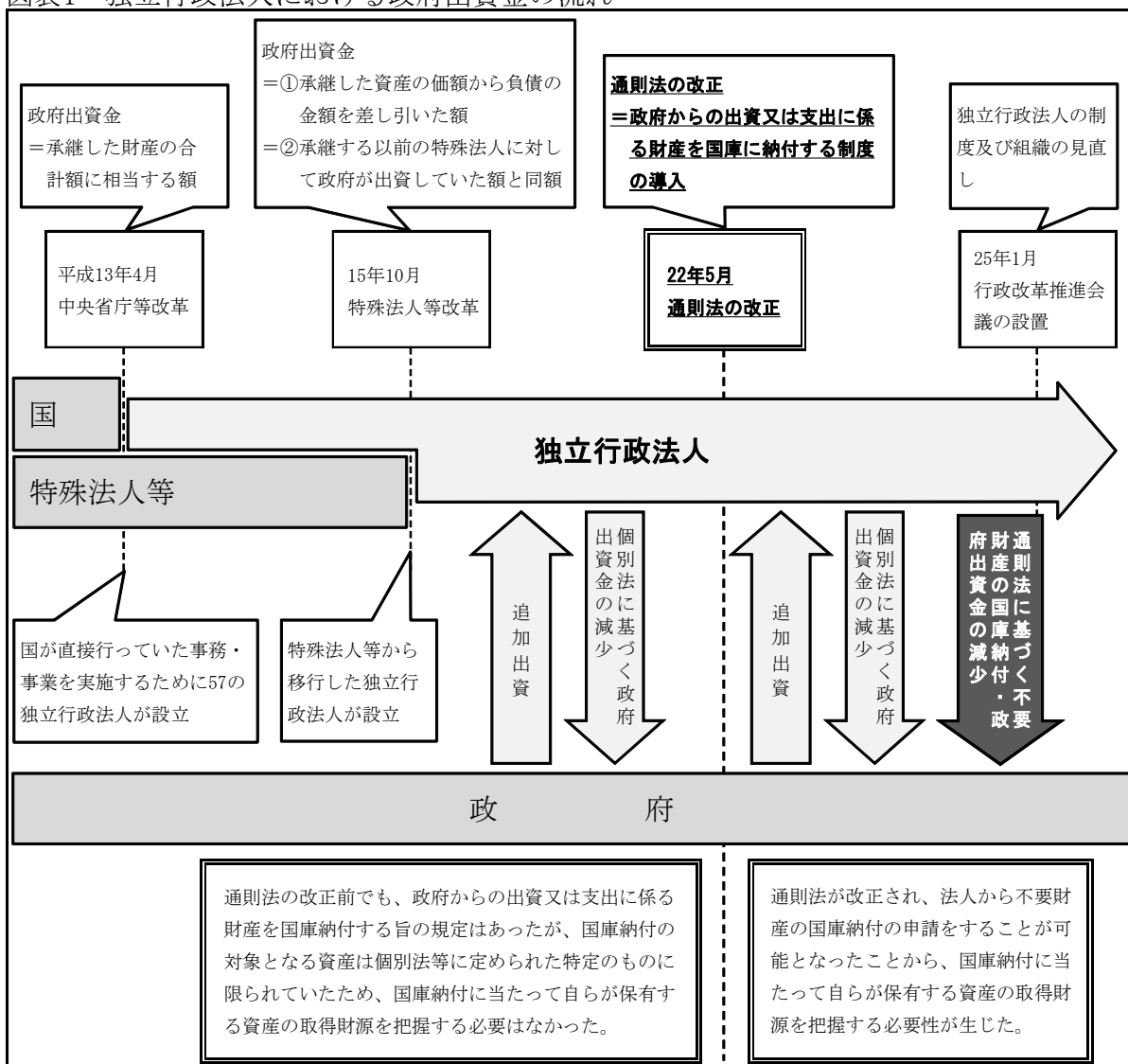
独立行政法人は、通則法第8条第1項において、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならないこととされている。また、同条第2項では、政府はその業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより各独立行政法人に出資すること（以下、政府からの出資を「政府出資金」という。）ができることとされており、政府は25年4月1日現在で101法人のうち95法人に出資している。

そして、独立行政法人の設立の際の政府出資金の額の算定方法についてみると、主

として二つの類型に区分される。第1の類型は、承継した財産が固定資産である土地、建物等であり、負債を承継していない独立行政法人で、その政府出資金の額の算定方法は承継した財産の合計額に相当する額とされている。この類型には、国が直接行っていた事務及び事業を実施するために設立された独立行政法人の大部分が該当する。第2の類型は、承継した財産に固定資産である土地、建物等のほかに現金預金等の流動資産があり、負債も承継している独立行政法人で、その政府出資金の額の算定方法についてみると、承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額とされているものと、承継する以前の特許法人に対して政府が出資していた額と同額とされているものがある。この類型には、特許法人等から移行して設立された独立行政法人や国が直接行っていた事務及び事業を実施するために設立された独立行政法人の一部が該当する（以下、この第2の類型に該当する独立行政法人を総称して、「特許法人等から移行して設立された独立行政法人」という。）。

また、独立行政法人の設立後において政府出資金が増加する場合があるが、これは、個別法に基づき、政府が必要があると認めるときには、追加して出資することができることとされており、追加の出資を受けた独立行政法人は、その出資額により資本金を増加することとされているためである。一方、個別法に基づき、国又は他の法人に対して、政府出資に係る権利を承継させたときは、その承継の際、政府出資金が減少し、独立行政法人は資本金を減少することとされている。また、22年の通則法の改正により、独立行政法人は、政府からの出資又は支出に係る財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産（以下「不要財産」という。）については、通則法第46条の2の規定に基づき、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、国庫に納付することとされている。そして、政府からの出資に係る財産が国庫に納付された場合には、納付された財産に相当する金額の政府出資はなかったこととされ、独立行政法人は、その金額により資本金を減少することとされている。

図表1 独立行政法人における政府出資金の流れ



そして、政府出資金に地方公共団体、民間法人等からの出資金を加えたものが資本金となり、更に資本金に加え、独立行政法人の運営のための財産的基礎として拠出されたものの元本である資本剰余金、独立行政法人の運営によって生み出された成果としての利益である利益剰余金等により純資産が構成されている。

(4) 独立行政法人における資本剰余金の概要

会計基準等によれば、固定資産は、土地等の減価償却の対象とはならない非償却資産と、建物等の減価償却の対象となる償却資産とに分けられており、独立行政法人が非償却資産を取得して、その取得に要する経費の財源が国からの施設整備費補助金であった場合や、業務運営の財源に充てるために必要な資金として国から交付される運営費交付金で非償却資産を取得することが中期計画の想定範囲内であった場合は、

当該非償却資産の取得価額相当額を資本剰余金に計上することとされている。これは、国庫補助金の交付及び中期計画の認可を通じて、国が独立行政法人に対して当該独立行政法人の財産的基礎を構成させるとの意思が反映されている度合いが高いと考えられるからである。

(5) 独立行政法人における利益剰余金の概要

独立行政法人は、通則法第44条第1項の規定に基づき、毎事業年度（以下、事業年度を「年度」という。）、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないこととされている。この積立金は利益剰余金の一つとして位置付けられる。そして、積立金の処分については、個別法に基づき、中期目標期間の最終年度に積立金があるときは、独立行政法人は、当該積立金の額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を次期中期目標期間の財源として繰り越すことができ、なお積立金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならないこととされている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

独立行政法人制度は導入から既に相当期間が経過しており、多くの独立行政法人が24年度末までに第1期中期目標期間を終了している（各独立行政法人の中期目標期間については巻末別表1参照）。また、独立行政法人に対する政府出資金の額が23年度末現在で24兆0688億余円に上り、運営費交付金が23年度に1兆5407億余円交付されているなど、国は多額の財政上の負担を行っている。

会計検査院は、これらの状況を踏まえて、独立行政法人における政府出資金、資本剰余金（民間からの出えんによるものを除く。以下同じ。）、利益剰余金について、正確性、合規性、有効性等の観点から、独立行政法人の設立時における政府出資金等の状況はどのようになっているか、設立時に承継した資産の状況はどのようになっているか、設立後に行われた政府による追加出資及び政府出資金の減少の状況はどのようになっているか、資本剰余金に係る会計処理の状況はどのようになっているか、資本剰余金に見合う現金預金等の保有の状況はどのようになっているか、中期目標期間終了時における積立金の処理は適切に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

(2) 検査の対象及び方法

図表2のとおり、101法人について、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）等に基づき各独立行政法人から提出された財務諸表等のほか、政府出資金等の状況についての調書等の提出を求め、これを在庁して分析するとともに、50法人に対して会計実地検査を行った。

図表2 独立行政法人一覽（平成25年4月1日現在）

主務府省	検査対象法人	会計実地検査	主務府省	検査対象法人	会計実地検査
内閣府	独立行政法人国立公文書館	○	厚生労働省	独立行政法人国立国際医療研究センター	
	独立行政法人北方領土問題対策協会			独立行政法人国立成育医療研究センター	
	独立行政法人国民生活センター	○		独立行政法人国立長寿医療研究センター	
総務省	独立行政法人情報通信研究機構	○	農林水産省	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	
	※ 独立行政法人統計センター			独立行政法人種苗管理センター	
	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構			独立行政法人家畜改良センター	○
外務省	独立行政法人国際協力機構	○		独立行政法人水産大学校	
	独立行政法人国際交流基金			独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	○
財務省	独立行政法人酒類総合研究所			独立行政法人農業生物資源研究所	○
	独立行政法人造幣局	○		独立行政法人農業環境技術研究所	○
	独立行政法人国立印刷局	○		独立行政法人国際農林水産業研究センター	○
	独立行政法人日本万国博覧会記念機構			独立行政法人森林総合研究所	○
文部科学省	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所			独立行政法人水産総合研究センター	○
	独立行政法人大学入試センター			独立行政法人農畜産業振興機構	○
	独立行政法人国立青少年教育振興機構		経済産業省	※ 独立行政法人農業者年金基金	
	独立行政法人国立女性教育会館			独立行政法人農林漁業信用基金	
	独立行政法人国立科学博物館	○		※ 独立行政法人経済産業研究所	
	独立行政法人物質・材料研究機構	○		※ 独立行政法人工業所有権情報・研修館	
	独立行政法人防災科学技術研究所			独立行政法人日本貿易保険	
	独立行政法人放射線医学総合研究所			独立行政法人産業技術総合研究所	○
	独立行政法人国立美術館	○		独立行政法人製品評価技術基盤機構	
	独立行政法人国立文化財機構			独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	○
	独立行政法人教員研修センター			独立行政法人日本貿易振興機構	○
	独立行政法人科学技術振興機構	○		独立行政法人情報処理推進機構	○
	独立行政法人日本学術振興会	○	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○	
	独立行政法人理化学研究所	○	独立行政法人中小企業基盤整備機構	○	
	独立行政法人宇宙航空研究開発機構		国土交通省	独立行政法人土木研究所	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター	○		独立行政法人建築研究所	
	独立行政法人日本芸術文化振興会	○		独立行政法人交通安全環境研究所	
	独立行政法人日本学生支援機構	○		独立行政法人海上技術安全研究所	○
	独立行政法人海洋研究開発機構			独立行政法人港湾空港技術研究所	
	独立行政法人国立高等専門学校機構			独立行政法人電子航法研究所	○
独立行政法人大学評価・学位授与機構		独立行政法人航海訓練所			
独立行政法人国立大学財務・経営センター		独立行政法人海技教育機構			
独立行政法人日本原子力研究開発機構	○	独立行政法人航空大学校			
※ 独立行政法人国立健康・栄養研究所		自動車検査独立行政法人			
独立行政法人労働安全衛生総合研究所		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	○		
独立行政法人勤労者退職金共済機構	○	独立行政法人国際観光振興機構	○		
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	○	独立行政法人水資源機構	○		
独立行政法人福祉医療機構	○	独立行政法人自動車事故対策機構			
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		独立行政法人空港周辺整備機構	○		
独立行政法人労働政策研究・研修機構	○	独立行政法人海上災害防止センター			
独立行政法人労働者健康福祉機構	○	独立行政法人都市再生機構	○		
独立行政法人国立病院機構	○	独立行政法人奄美群島振興開発基金			
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	○	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	○		
独立行政法人医薬基盤研究所		独立行政法人住宅金融支援機構	○		
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構		環境省	独立行政法人国立環境研究所		
年金積立金管理運用独立行政法人	○		独立行政法人環境再生保全機構	○	
独立行政法人国立がん研究センター		原子力規制委員会	※ 独立行政法人原子力安全基盤機構	○	
独立行政法人国立循環器病研究センター	○		防衛省	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター		計		101	50

注(1) 独立行政法人農林漁業信用基金の主務府省（当該独立行政法人を所管する内閣府、各省又は原子力規制委員会をいう。以下同じ。）は財務省及び農林水産省、独立行政法人奄美群島振興開発基金の主務府省は財務省及び国土交通省、独立行政法人住宅金融支援機構の主務府省は財務省及び国土交通省であるが、便宜上、本表のように記載している。

注(2) 「検査対象法人」欄の法人名の冒頭に付した※印は、政府出資が行われていない6法人を示す。

注(3) 「会計実地検査」欄の「○」は、平成25年次に会計実地検査を行った50法人を示す。

（以下、各法人の名称中、「独立行政法人」は記載を省略した。）

3 検査の状況

(1) 政府出資金等の推移の状況

独立行政法人の貸借対照表において、純資産の部の科目には、資本金、資本剰余金、利益剰余金等があり、政府出資金は資本金の内訳として表示されて、出資者が政府のみである場合には、政府出資金と資本金の額は一致する。

検査の対象とした101法人について、13年度から23年度までの各年度末における政府出資金、資本剰余金、利益剰余金等の推移をみると、図表3のとおり、13年度末と比較すると、23年度末においてはいずれも大幅に増加している。

図表3 政府出資金等の推移

(単位:百万円)

年度末	科目名	政府出資金	資本剰余金	利益剰余金 (繰越欠損金)
平成13年度末		1,085,581	10,613	36,320
14年度末		1,110,980	△ 1,695	54,078
15年度末		4,217,144	231,868	329,700
16年度末		7,111,309	496,743	△ 627,381
17年度末		11,670,023	1,350,671	109,195
18年度末		15,882,879	1,163,679	11,495,710
19年度末		16,103,626	1,144,105	5,121,569
20年度末		23,885,070	1,045,939	△ 5,481,994
21年度末		24,440,038	1,073,762	4,466,754
22年度末		23,879,641	1,222,956	4,719,401
23年度末		24,068,851	1,175,811	6,396,251

注(1) 平成25年3月までに廃止された独立行政法人に係る政府出資金等は、集計の対象としていない。

注(2) 資本剰余金の欄の金額は、各年度末において資本剰余金の金額が正である独立行政法人の資本剰余金の合計額から、資本剰余金の金額が負である独立行政法人の資本剰余金の合計額の絶対値を差し引いた金額であり、利益剰余金（繰越欠損金）の欄の金額は、各年度末において利益剰余金を生じている独立行政法人の利益剰余金の合計額から、繰越欠損金を生じている独立行政法人の繰越欠損金の合計額の絶対値を差し引いた金額である。

注(3) 資本剰余金の欄及び利益剰余金（繰越欠損金）の欄の金額には、政府出資が行われていない6法人のものを含む。

政府出資金は23年度末で計24兆0688億余円となっていて、13年度末の計1兆0855億余円と比較して22兆9832億余円増加している。これは、政府出資金が、独立行政法人の設立に伴い増加したことや、既存の独立行政法人に政府が追加で出資したことにより増加したことが主な理由である。なお、22年度末は21年度末と比較して5603億余円減

少しているが、これは、独立行政法人が、保有していた財産を国庫に納付したことに伴い、資本金のうち当該財産に見合う政府出資金を減じたことなどが主な理由である。

資本剰余金の額は23年度末で計1兆1758億余円となっていて、13年度末の計106億余円と比較して1兆1651億余円増加している。各年度末の資本剰余金の額は、非償却資産を取得したり、償却資産のうちその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないこととして特定された資産（以下「特定償却資産」という。）を取得したりしたことなどにより増加し、特定償却資産を減価償却することによって生ずる損益外減価償却累計額の計上等により減少することになる。

利益剰余金の額は23年度末で計6兆3962億余円となっていて、13年度末の計363億余円と比較して6兆3599億余円増加している。利益剰余金は当期末処分利益に積立金等を加算して計上しているものであり、各年度末の利益剰余金の額は損益計算において利益を生じたときは増加し、損失を生じたときや中期目標期間終了時に積立金を国庫に納付をしたときは減少する。

また、101法人のうち、23年度末で総負債が総資産を超過している（以下「債務超過」という。）独立行政法人及び勘定数は8法人11勘定（勘定を設けずに業務を經理している独立行政法人については1勘定としている。以下同じ。）であり、そのうち、債務超過となっている勘定に対して政府出資金が計上されているのは4法人4勘定であり、図表4のとおり、いずれの勘定においても19年度末から23年度末までの各年度末における純資産合計が全てマイナスとなっている。これは、業務を行うに当たり、過去において支払利息額が貸付金利息収入を上回っていたことや、将来の共済金を支払うために現在保有しておくべき責任準備金等の額が負債の部に多額に計上されていることなど制度的な要因と考えられる。

図表4 債務超過となっている勘定に対して政府出資金が計上されている独立行政法人及び勘定の状況

(単位:百万円)

法人名	勘定	純資産合計					(参考)同勘定に対する政府出資金の額 (23年度末)
		平成 19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	
勤労者退職金共済機構	財形勘定	-	-	-	-	△ 2,745	1
中小企業基盤整備機構	小規模企業共済勘定	△ 660,105	△ 974,817	△ 744,687	△ 758,464	△ 717,778	15,518
都市再生機構	宅地造成等経過勘定	△ 238,925	△ 39,631	△ 19,842	△ 19,281	△ 13,512	87,690
住宅金融支援機構	既往債権管理勘定	△ 518,767	△ 528,451	△ 672,972	△ 689,841	△ 606,188	9,600

(2) 政府出資金の状況

ア 独立行政法人の設立時における政府出資金の状況

(ア) 独立行政法人の設立時における政府出資金の概要

国が直接行っていた事務及び事業を実施するために設立された独立行政法人が国から承継した土地、建物等の財産の価額は、独立行政法人の設立時における時価を基準として、個別法に基づき主務大臣が任命した資産評価委員によって評価され、開始貸借対照表に計上される。そして、この財産の価額の合計額に相当する額が政府出資金とされている。

また、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人が国や特殊法人等から承継した資産の価額についても資産評価委員によって評価され、負債の金額と共に開始貸借対照表に計上される。そして、政府出資金の額の算定方法についてみると、承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額とされているものと、承継する以前の特殊法人に対して政府が出資していた額と同額とされているものがある。

(イ) 独立行政法人の設立時に承継した資産の状況

国が直接行っていた事務及び事業を実施するために設立された独立行政法人の大部分においては、国から承継した土地及び建物等の固定資産について、固定資産台帳等を整備した上で、その財産の取得に係る財源が政府出資金であると把握しているのが一般的であった。一方、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人においては、政府出資に係る資産に加えて、国や特殊法人等において自ら得た収入や借入金等を財源とした資産を承継している場合がある。そこで、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人のうち、政府出資金額の算定方法が承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額とされているものが承継した資産について、その取得に要した財源が政府出資金であるか把握しているかを検査したところ、承継した資産のうち、土地、建物等の固定資産についてはその財源が政府出資金であると把握しているのが一般的であったが、流動資産のうち現金預金等については把握されておらず、政府出資金等に見合う現金預金等が含まれているかが明瞭ではない状況が見受けられた。

独立行政法人の設立時に政府出資金を計上している独立行政法人であって国や特殊法人等から現金預金、投資有価証券等を承継した独立行政法人及び勘定数は、

47法人93勘定ある（各独立行政法人別の現金預金、投資有価証券等の承継の状況については、巻末別表2参照）。

これらの独立行政法人の設立時及び23年度末における現金預金、投資有価証券等の状況について更に検査したところ、政府出資金見合いとして整理されている承継した現金預金、投資有価証券等について、業務を確実に実施する上で独立行政法人が必要であるとして保有しているにもかかわらず、これらを使用することなく保有している事態や、中期計画において使用目的を定めないまま使用したり、使途等に係る規程等が整備されていないまま運用したりしている事態が見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>承継した投資有価証券等について、使用に係る計画が定められていないことなどのため、国債等で運用するなどして保有している事例

国民生活センターは、平成15年10月の設立時に、特殊法人であった旧国民生活センターから現金預金1159万余円及び投資有価証券2億5334万余円を財産的基礎を形成する政府出資金に見合う資産として承継していた。そして、当該資産については、同センターが設立された後も使用に係る計画が定められていないことなどから、25年2月の会計実地検査時まで国債等で運用するなどして投資有価証券等として保有されていた。

なお、同センターは、会計検査院の検査を踏まえて、当該資産について不要財産に該当するか否かを検討した結果、当該資産を不要財産として認定し、国庫に納付することとした。

<事例2>政府から出資された資本金を使用することなく保有している事例

日本学術振興会（以下「振興会」という。^(注1)）は、平成15年10月の設立時に、特殊法人であった旧日本学術振興会が行っていた出版事業^(注2)に係る引当金に見合う現金預金等1億1043万余円及びユネスコクーポン事業の精算により生じた為替差益等に見合う現金預金等1億1003万余円、計2億2046万余円に相当する額を政府から出資された振興会の財産的基礎を形成する資本金としていた。そして、当該資本金については、24年12月の会計実地検査時まで使用されることなく、預金等で保有されていた。

なお、振興会は、会計検査院の検査を踏まえて、当該資金について不要財産に該当するか否かを検討した結果、当該資金を不要財産として認定し、国庫に納付することとした。

(注1) 出版事業 学術図書等の出版及び販売を行う事業

(注2) ユネスコクーポン事業 学術図書等の輸出入を簡易、迅速に行うことを目的として国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）が創設した事業であり、特殊法人であった旧日本学術振興会の前身である財団法人日本学術振興会がユネスコから委託を受けて昭和28年からユネスコクーポンの売却業務及び買上業務を実施していた。海外で出版された学術図書等の購入を希望する者に当該クーポンを売却したり、輸出業者が日本国内で出版された学術図書等について、当該クーポンで外国から注文を受けて輸出した場合に、輸出業者から当該クーポンを買い上げたりしていた。振興会は、この業務を旧日本学術振興会から引き継いで実施していたが、平成16年度に終了した。

<事例3>承継した現金預金等について、中期計画で具体的な使用目的等を定めておらず、同計画の変更も行わずに使用するなどしていた事例

平成13年4月に設立された情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、16年4月に、認可法人であった旧通信・放送機構から、一般勘定において現金預金174億1337万余円、投資有価証券112億8575万余円を含む資産463億7126万余円及び負債240億0611万余円を承継した。そして、独立行政法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）附則第3条第5項において、承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、一般勘定に係る業務に必要な資金に充てるために出資されたものとされており、上記資産の価額から上記負債の金額を差し引くなどして、政府出資金は223億6514万余円となっていた。機構は、根拠となる承継に係る資料を保有していないため、承継した資産のいずれが政府出資金に対応しているかは不明であるとし、また、第1期中期目標期間（13年度から17年度。旧通信・放送機構から承継した後の第1期中期目標期間は16年度及び17年度である。）及び第2期中期目標期間（18年度から22年度まで）の初年度である18年度までは、承継した資産の具体的な使用目的や使用計画を定めていなかった。

そして、その後機構は、承継した資産463億7126万余円のうち85億9929万余円を政府出資見合いの資産と整理して、第2期中期目標期間の2年度目から最終年度に当たる19年度から22年度における各年度の年度計画において当該資産を使用することと定め、施設整備費の財源に充てていた。しかし、第2期中期目標期間における中期計画では、当該資産を使用することとはしておらず、当該中期計画を変更することもなかった。

なお、機構は、上記の463億7126万余円から施設整備費の財源に充てた金額を差し引いた金額のうち94億6795万余円（23年度末時点）を一時的な余裕金として投資有価証券等で運用していた。そして、当該投資有価証券等を政府出資金見合いの資産と整理した上で、第3期中期目標期間（23年度から27年度まで）における中期計画で、施設整備費の一部に充てることとしている。

（注） 年度計画 通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人が毎年度の開始前に、当該年度の業務運営に関して定めることとされている計画。中期計画に基づき定めるものとされている。主務大臣に届け出ることが義務付けられているが、中期計画と異なり、主務大臣の認可を要しない。

<事例4>承継した現金預金等について、使途等に係る規程等を整備していない事例

日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、平成15年10月の設立時に、特殊法人であった旧日本芸術文化振興会（以下「旧振興会」という。）が保有していた次の①から③までの計116億8527万余円の資金を承継して、資本金のうち政府出資金に見合う資産としていた。

- (注)
- ① 旧振興会が建設した新国立劇場の建設費に充てた特定街区補償金収入等のうち、旧振興会が使用しなかった額に相当する現金預金等77億3937万余円
 - ② 旧振興会が受領した消費税の還付金に相当する現金預金等25億9918万余円
 - ③ 旧振興会の会計規程に基づき処理していた公演事業不足補てん引当金に相当する現金預金等11億1073万余円及び特別修繕引当金に相当する現金預金等2億3598万余円の計13億4671万余円

振興会は、設立以降、25年1月の会計実地検査時まで、当該資金を取り崩すことなく保有し、その大部分を有価証券等で運用して、その運用益を公演事業の支出に充てていた。振興会は、別途保有していた基金の運用方法に関して定めていた要項を準用して当該資金の運用を行っていたが、当該資金及びその運用益の使途等に係る規程等は整備していなかった。

なお、振興会は、今後も当該資金を継続して保有して、その運用益を事業費用に充てるとしてあり、会計検査院の検査を踏まえて、25年7月に当該資金及びその運用益の使途等に係る基準を整備している。

(注) 特定街区補償金収入 新国立劇場（平成9年5月しゅん工）の建設に当たり、旧振興会が建設費用を賄うために、都市計画法に基づく「特定街区制度」を活用して、周辺地権者に未使用の容積（空中権）の使用を許諾したことにより得た対価

イ 追加出資の状況

(ア) 追加出資の状況

前記のとおり、政府は、必要があると認めるときには、個別法に基づき、独立行政法人に対して追加して出資することができることとされている（以下、政府からの出資のうち、この追加された出資を「追加出資」という。）。検査の対象とした101法人のうち設立後から24年度末までの間に追加出資を受けた独立行政法人は48法人であり、追加出資の額は図表5のとおり計14兆9296億余円となっている。

図表5 追加出資の目的、法人数及び追加出資の額の状況

追加出資の目的	法人数	追加出資の額 (単位：百万円)
① 土地、建物等の固定資産を取得するため	15	463,775
② 基金の造成(政府出資金を原資として運用益を得るため)を行うため	3	605,281
③ 特定の事業に係る費用（例えば委託研究費等）の支出として使用するため 注(2)	6	85,218
④ 他の独立行政法人等からの承継による現物出資等によるもの 注(3)	16	11,672,851
⑤ ①、②、③及び④を除く特定の事業に係る資金（主に資産の取得）に使用するため 注(2)(4)	19	1,621,855
⑥ その他	5	480,709
計	注(1) 64	14,929,691

注(1) 法人数については、複数の目的で追加出資を受けている場合にそれぞれの目的で1法人として集計していることから、追加出資を受けた48法人とは一致しない。

注(2) ③は、追加出資された資金が使用された際に損益計算書における費用に計上されるものであり、⑤は、貸借対照表における資産に計上されるものである。

注(3) ④は、独立行政法人等の統廃合により他の独立行政法人等から資産を承継したことに伴う追加出資であり、土地建物等の個別の固定資産を取得する目的で追加出資を受けたものではない。

注(4) ⑤は、土地や建物、基金の造成（運用資産の取得）といった個別具体的な資産の取得ではなく、独立行政法人が行っている特定の事業を単位として追加出資されたものである。

注(5) 「法人数」に該当する法人の内訳については、巻末別表3を参照

追加出資の目的別にみると、最も多額に上っているのは、「④ 他の独立行政法人等からの承継による現物出資等によるもの」であり、独立行政法人等の統廃合に伴い政府出資金が増加しているものである。例えば政府が全額出資していた

独立行政法人等が解散し、当該独立行政法人等が有していた権利及び義務を他の独立行政法人が承継することとされた場合には、他の独立行政法人が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から他の独立行政法人に追加出資された額とすることとされている。この例としては、国際協力機構が20年度に旧国際協力銀行から海外経済協力業務を承継したことによる7兆3075億余円、福祉医療機構が18年度に年金資金運用基金から承継年金住宅融資等管理回収業務を承継したことによる3兆7264億余円等がある。

(イ) 金銭による追加出資の状況

追加出資の形態には、土地、建物等の現物の出資のほかに、現金預金の金銭の出資（以下「金銭出資」という。）がある。金銭出資は、追加出資の目的を踏まえて政府により予算措置が行われ、独立行政法人が当該資金を受け入れるものである。

追加出資を受けた48法人について、追加出資の目的に従って使用している（以下、追加出資の目的に従って使用することを「充当」という。）かを検査したところ、図表6のとおり、24年度末現在で金銭出資に係る資金の全部又は一部が充当されていない事態が8法人で見受けられた。

図表6 金銭出資された資金の全部又は一部が充当されていない事態

(単位：百万円)

法人名	追加出資の年度	追加出資額	充当されていない金額 (24年度末現在)				充当予定等	
			合計	内 訳		充当予定年	充当予定の内容	
				現金預金	有価証券			
全部未充当	科学技術振興機構	平成24年度	50,000	50,000	50,000	—	25年度以降	産学官による実用化促進のための研究開発支援
	日本スポーツ振興センター	24年度	5,000	5,000	—	5,000	25年度	財務基盤の強化
	日本原子力研究開発機構	24年度	85,000	85,000	85,000	—	25年度以降	放射性物質研究用地及び施設
一部未充当	国立病院機構	21年度～22年度	69,200	52,944	52,944 (注)		25年度以降	病院の施設整備
	国立がん研究センター	22年度	19,953	13,255	13,255	—	30年度	新総合棟（研究所）建築
				2,212	2,212	—	25年度	先端医療機器整備
	国立循環器病研究センター	22年度	13,069	11,625	123	—	25年度	医療クラスター整備工事
					219	11,283	30年度まで段階的に充当	研究所新築
	国立国際医療研究センター	22年度	15,744	2,081	2,081	—	25年度～26年度	先端医療機器整備
1,567				1,567	—	25年度	病院の施設整備	
中小企業基盤整備機構	23年度～24年度	47,900	7,966	7,966	—	25年度	ファンド出資金、高度化事業貸付金	
計	—	305,867	231,652	—	—	—	—	

(注) 国立病院機構は、現金預金及び譲渡性預金（有価証券の一種である。）を一体として管理している。

このうち科学技術振興機構、日本スポーツ振興センター、日本原子力研究開発機構、国立病院機構、国立がん研究センター（先端医療機器整備に充当予定の追加出資）、国立循環器病研究センター（医療クラスター整備工事に充当予定の追加出資）、国立国際医療研究センター及び中小企業基盤整備機構は、各独立行政法人が定めた充当計画に従って25年度以降に充当する見込みとしている。国立がん研究センターの新総合棟（研究所）建築のために金銭出資された資金は、建築候補地における高さ制限等により建築が許可されなかったことから、完成予定時期を遅くとも30年9月に延期する旨の基本構想の変更を行ったことにより、延期された支払時期まで現金預金で保有するとしている。また、国立循環器病研究センターの研究所新築のために金銭出資された資金は、30年度（予定）のしゅん工時まで段階的に充当することとしている。

(ウ) 追加出資に基づいて取得した資産の管理状況

独立行政法人は、追加出資を受けることにより、資金や土地、建物等の資産を取得したり、当該資金を財源として土地、建物等の資産を取得したりしている。22年の通則法の改正により、通則法第8条第3項において、独立行政法人が保有する資産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産（不要財産）を処分しなければならないこととされ、通則法第46条の2第1項において、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。しかし、独立行政法人が追加出資に基づいて取得した資産を不要財産として認定したときであっても、政府出資金を財源とする資産としての管理が十分に行われていない場合には、当該不要財産が政府出資金を財源とした資産であるか、政府出資金以外の自己収入等の財源で取得した資産であるかの判別が困難となり、通則法第46条の2の適用に当たり支障が生ずるおそれがある。このため、政府出資金を財源とした不要財産であっても国庫へ納付されなかったり、政府出資金以外の自己収入等を財源とした不要財産が国庫へ納付されたりする可能性がある。

そこで、追加出資に基づいて資産を取得した（他の独立行政法人等からの承継による取得を除く。）としていた独立行政法人について、これらの資産が追加出

資に基づいて取得されたのか、また、追加出資に基づいて取得した資産が不要財産とされた場合には、遅滞なく主務大臣の認可を受けて国庫に納付することが可能であるかなど、当該資産の管理状況を更に検査したところ、資産管理資料等で追加出資に基づいて取得した資産であることが直ちに判明する独立行政法人は、30法人42勘定あった。一方で、追加出資に係る資産か他の財源に係る資産かが判明しない独立行政法人は、図表7のとおり、5法人6勘定見受けられた。その理由については、政府出資金を個々の資産と対応させることができないなど、制度的な要因等によるものと考えられる。

図表7 追加出資に係る資産であるか他の財源に係る資産かが判明しない理由等

法人名	勘定名	項目	金額（百万円）	理由
国際協力機構	有償資金協力勘定	貸付金	407,232	利払いの負担のない無コスト資金として金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている有償資金協力の貸付財源となるとともに、有償資金協力勘定の財務の安定に寄与するものであり、中長期的に円借款等に求められる緩やかな条件を持続させるためのものであることから、政府出資金は個々の資産と対応付けていないため。
福祉医療機構	一般勘定	財務基盤の強化	18,810	福祉医療貸付事業にかかる財務基盤の強化を目的とした金銭出資であり、個々の資産と対応付けていないため。
森林総合研究所	水源林勘定	水源林造成事業資金	59,014	水源林造成事業は、政府出資金のほか、財政融資資金借入金などを合わせて事業資金としているため。
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	海事勘定	—	47,602	政府出資金は他の財源と合わせて事業資金に随時充てられているため。
奄美群島振興開発基金	融資勘定	貸付金、現金及び預金	200	政府出資金のほか地方公共団体からも拠出されているため、また、出資金の使途が特定の事業や資産の取得等に限定されているものではなく、保証及び融資の不特定多数の利用者に対する金融業務に係る資産等となっているため。
	保証勘定	現金及び預金、有価証券	2,100	

一方、資産管理資料等では管理しておらず、資産を取得した際に作成した支出に関する資料を調査することによって追加出資に係る資産であることが判明する独立行政法人が見受けられ、その内容を示すと次のとおりである。

<事例5> 資産を取得した際に作成した支出に関する資料を調査することによって追加出資に係る資産であることが判明する事例

国立病院機構は、平成21、22両年度に計692億円の追加出資を金銭により受け入れ、このうち、23年度までに17病院で建物等を整備して44億0524万余円の固定資産を計上し、今後も、順次、建物整備等に充当していくこととしている。これらの病院では、本件追加出資で整備した建物等について、固定資産管理システム上の取得財源を「自己収入」と登録していたことから、固定資産管理システムの情報からは、直ちに政府出資金を財源とする資産であることが判明しない状況となっていた。同機構は、支出に関する資料から政府出資金を財源として取得した資産であることが判明するとしていたが、この方法によると、今後、政府出資金に対応する資産と自己収入（医業収入）で購入した資産の区別ができなくなるおそれがある。同機構は、会計検査院の検査を踏まえて、政府出資金で購入した資産の区分ができるよう、固定資産管理システムの変更作業を行っている。

なお、同機構は、本件追加出資で整備した建物等について、政府出資金を財源として取得した償却資産（特定償却資産を除く。）及び自己収入で取得した償却資産の減価償却費は、

いずれも損益計算書の費用に計上されるという独立行政法人会計基準による減価償却の取扱いを踏まえて固定資産管理システム上の取得財源を「自己収入」と登録していたとしている。

資産管理資料等で追加出資に基づいて取得したものであるかを管理していない独立行政法人においては、資産を処分しようとする際に当該資産が追加出資に基づいて取得されたのか直ちには判明しない場合がある。このような場合には、当該資産に係る取得時期まで遡及して支出に関する資料を調査するための時間を要することで、遅滞なく主務大臣の認可を受けて国庫に納付することに支障が生ずること、さらに、支出に関する資料が保存期間の経過により廃棄されたり、担当者の変更があったりした場合には、追加出資に基づいて取得されたのか判明しないことが懸念される。

ウ 政府出資金の減少の状況

(ア) 政府出資金の減少の状況

独立行政法人は、前記のとおり、通則法第46条の2第4項の規定に基づき、政府からの出資に係る不要財産を国庫に納付したときは、納付した不要財産の金額に応じて資本金を減少する（以下「政府出資金の減少」という。）こととされている。また、政府以外の者からの出資（以下「民間等出資」という。）に係る不要財産については、通則法第46条の3の規定により、民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を出資者に払い戻すこととされ、払い戻した額と同額の資本金を減少することとされている。したがって、不要財産と認定してこれを処分した場合であっても、その全てが政府出資金の減少につながるものではなく、不要財産のうち政府からの出資に係る資産を不要財産として国庫に納付した場合に、政府出資金の減少につながることになる。なお、この通則法に基づく政府出資金の減少事由に加え、個別法で政府出資金の減少事由が規定されているものがあり、その例として、国又は他の独立行政法人に対して、政府出資に係る権利を承継した場合や、労働者健康福祉機構が、厚生労働大臣の定める療養施設等について譲渡等の処分を行った場合等がある。

検査の対象とした101法人における設立時から24年度末までの間の政府出資金の減少及び国庫納付の状況は、図表8のとおり、通則法を根拠として不要財産を国庫

に納付したことにより政府出資金が減少した独立行政法人は、検査の対象とした101法人のうち約半数の46法人となっており、政府出資金の減少額と国庫納付額はそれぞれ1兆円を超えている。また、個別法を根拠として不要財産を国庫に納付したことにより政府出資金が減少した独立行政法人は14法人となっており、政府出資金の減少額と国庫納付額はそれぞれ2兆5000億円を超えている。

図表8 政府出資金の減少額及び国庫納付額の状況

(単位：百万円)

根拠となる法律	政府出資金の減少		国庫納付	
	法人数	金額	法人数	金額
通則法	46	1,019,115	46	1,009,258
個別法	14	2,640,705	10	2,516,738
計	—	3,659,820	—	3,525,997

注(1) 現物納付による国庫納付額は、帳簿価額に基づいている。

注(2) 個別法に係る国庫納付の10法人は、政府出資金の減少の14法人より少なくなっている。これは、独立行政法人の業務の一部が他の独立行政法人等に移管され、当該業務に係る資産等が他の独立行政法人等の保有する資産となる場合があり、このような場合には、移管される前の独立行政法人に対する政府出資金は、当該資産の価額の分減少することとなるものの、当該資産は国庫に納付されないことによるためである。

注(3) それぞれに該当する各法人については、巻末別表3参照

(イ) 政府出資金の減少に関する通則法の規定の適用状況

通則法第46条の2の規定により政府からの出資に係る不要財産を国庫に納付する場合には、独立行政法人において当該不要財産が政府からの出資に係る資産であると判断することが必要である。そこで、通則法第46条の2の規定を適用することにより政府出資金の減少を行った前記の46法人について、国庫に納付した不要財産を政府からの出資に係る資産と判断した根拠や考え方を検査したところ、必ずしも政府出資金と資産との対応関係が明確ではない独立行政法人も見受けられた。

上記について、これらを態様別に示すと次のとおりである。

- ① 資産管理台帳等で資産を取得した際の財源の情報を管理していることなどにより、政府出資金と資産との関係が判明するため、当該不要財産が政府からの出資に係る資産と判断した独立行政法人及び勘定数 ^(注1) 39法人57勘定
- ② 資産管理台帳等で資産を取得した際の財源の情報を管理していないため、政府出資金と資産の対応関係は不明であるが、取得年月日等から類推して当該不要財産は国や特殊法人等から承継した資産であり、政府からの出資に係る資産と判断した独立行政法人及び勘定数 ^(注1) 4法人8勘定
- ③ 内部の資料では政府出資金と資産の対応関係は不明であるが、行政刷新会議

による事業仕分けなどを契機として、当該独立行政法人の外部機関から当該不要財産は政府からの出資に係る資産であるとして示唆を受けたため、政府からの出資に係る資産と判断した独立行政法人及び勘定数 2法人4勘定

④ 政府出資金と資産の対応関係は不明であるが、政府出資以外の出資金は受けていないため、不要財産を政府からの出資に係る資産と判断した独立行政法人及び勘定数 2法人2勘定

⑤ その他（政府出資金及び民間出資金が、資産から負債等を差し引いた金額とされたため、保有している資産等の財源は不明であるが、政府からの出資及び民間出資を金額により案分するなどした独立行政法人及び勘定数） 5法人6勘定

(注1) 複数の勘定で国庫に納付している独立行政法人で勘定別又は資産別で異なる場合等があるため、①から⑤の法人数を合計しても46法人とは一致しない。

①のように、資産を管理するに当たり、個々の資産についての取得財源の情報を保有しており、当該資産が不要財産と認定された際には、この情報に基づき当該不要財産を政府からの出資に係る資産と判断している独立行政法人が最も多い。また、①に含まれる類型として、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人においては、特殊法人等から承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額を政府出資金とするなどとされたことから、承継した資産と政府出資金が同額とはならず、便宜的に特殊法人等から承継した資産のうち、負債項目である未払金等の支払財源となる現金預金等を除き、独立行政法人の業務を実施する上で必要となる財産的基礎となる資産（固定資産の土地、建物等がこれに含まれるとしている。）を政府出資金に見合う資産と整理している独立行政法人も見受けられた。

(3) 資本剰余金の状況

ア 資本剰余金の会計処理の状況

剰余金とは、純資産額のうち資本金を超える部分をいい、財産的基礎として拠出されたものの元本である資本剰余金と、独立行政法人の運営によって生み出された成果としての利益である利益剰余金の二つに区分されている。

独立行政法人が固定資産を取得した場合における会計処理については、会計基準等において、当該固定資産が独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場

合には、当該固定資産の取得価額相当額を資本剰余金として計上することとされている。財産的基礎を構成すると認められる場合の具体例として、中期計画の想定範囲内で、国から交付を受けた施設整備費補助金等を財源として非償却資産を取得した場合が想定されている。なお、償却資産を取得した場合には、当該償却資産が特定償却資産である場合を除き、取得価額相当額は資本剰余金には計上せず、資産見返負債として計上することとされている。

また、運営費交付金を業務費、一般管理費、人件費等の支出に充てるときの会計処理については、負債に属する運営費交付金債務を業務の進行等に応じて一定の基準に基づき収益化することとされている。すなわち、収益化する額を運営費交付金債務から収益に属する運営費交付金収益に振り替えることとされている。また、固定資産等の取得に要する支出の全部又は一部に運営費交付金を充てるときは、取得した固定資産の種別に応じ、次のいずれかの会計処理が行われる。

まず、非償却資産を中期計画の想定範囲内で取得したときには、当該非償却資産の取得額のうち運営費交付金に相当する額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替えることとされている。また、償却資産を取得するなど、これ以外の固定資産等を取得したときは、同じく運営費交付金に相当する額について、運営費交付金債務から負債に属する資産見返運営費交付金に振り替えることとされている。なお、この資産見返運営費交付金は、資産の減価償却時、除却時又は売却時に収益に属する資産見返運営費交付金戻入に振り替えられることになる。

検査の対象とした101法人について、運営費交付金債務から資本剰余金に振り替えた額の23年度の期末残高は合計で297億余円となっている。

イ 資本剰余金に見合う現金預金等の会計処理及び保有の状況

(ア) 運営費交付金から振り替えられた資本剰余金に見合う現金預金の会計処理及び保有の状況

独立行政法人が業務を行う上で必要な土地、建物等を借り入れるに当たり契約相手方に差し入れる敷金は固定資産であり、非償却資産である。当該敷金が独立行政法人の財産的基礎を構成すると認め、当該敷金の取得が中期計画の想定範囲内であり、運営費交付金をその財源に充てたときは、差し入れた金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える会計処理が行われる。そして、取得時にこのような会計処理を行った敷金が契約相手方から返戻等されるまでの一連の会

計処理は図表9のとおりである。

図表9 運営費交付金による敷金の差入時、返戻時及び整理後の会計処理

① 運営費交付金受領時 国から運営費交付金100を受領した際の仕訳			
(借方) 現金預金	100	(貸方) 運営費交付金債務	100
② 差入時 運営費交付金を財源に敷金100を差し入れた際の仕訳			
(借方) 敷金	100	(貸方) 現金預金	100
運営費交付金債務	100	資本剰余金	100
③ 返戻時 上記の敷金100が返戻された際の仕訳			
(借方) 現金預金	100	(貸方) 敷金	100
④ 新規差入時 60を新たに発生する敷金の財源に充てる場合			
(借方) 敷金	60	(貸方) 現金預金	60
↓			
①～③を整理した最終仕訳 (現金預金100が内部留保)			
(借方) 現金預金	100	(貸方) 資本剰余金	100
↓			
①～④を整理した最終仕訳 (現金預金40が内部留保)			
(借方) 現金預金	40	(貸方) 資本剰余金	100
敷金	60		

このように、返戻金の全額を新たに発生する敷金の財源に充てるなどしない限り、当該返戻金の全部又は一部は、独立行政法人の内部に留保されることになる。そこで、運営費交付金から振り替えられた資本剰余金に見合う現金預金の保有の状況について、敷金等の返戻金が内部留保されていないかなどについて検査したところ、23年度末に資本剰余金に見合う現金預金を総額で1000万円以上保有していて、不要財産となる可能性が高い状況となっている独立行政法人及び勘定が、図表10のとおり、6法人7勘定見受けられた。

図表10 資本剰余金に見合う現金預金を独立行政法人の内部に留保していた独立行政法人及び勘定の状況（平成23年度末現在）

（単位：百万円）

法人名	勘定名	金額	留保理由	処理状況
国立公文書館	-	12	過年度に差し入れた敷金の返戻金	平成24年度に国庫納付済み
国際交流基金	-	45	過年度に差し入れた敷金の返戻金	会計検査院の検査を踏まえて、24年度に国庫納付済み
科学技術振興機構	一般勘定	287	過年度に差し入れた敷金の返戻金	会計検査院の検査を踏まえて、24年度に国庫納付済み
家畜改良センター	-	10	特定独立行政法人災害補償互助会に、過年度に差し入れた預託金の返戻金	国庫納付予定
原子力安全基盤機構	立地勘定	100	過年度に差し入れた敷金の返戻金	会計検査院の検査を踏まえて、国庫納付予定
	利用勘定	117	過年度に差し入れた敷金の返戻金	
自動車事故対策機構	-	15	過年度に差し入れた敷金の返戻金	会計検査院の検査を踏まえて、国庫納付予定

（注）特定独立行政法人災害補償互助会 特定独立行政法人（役職員に国家公務員としての身分が与えられている独立行政法人のこと）の役職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、迅速かつ公正な補償及び福祉事業の円滑な実施に資するために必要な支援を行うことを目的として設立され、特定独立行政法人から差し入れられた預託金（計1億8793万余円）等により運営されていたが、平成18年1月に解散し、預託金は差し入れた独立行政法人に全額返戻された。

上記の6法人のうち、国立公文書館、国際交流基金及び科学技術振興機構の3法人は24年度中に不要財産として国庫に納付しており、家畜改良センター、原子力安全基盤機構及び自動車事故対策機構の3法人は資本剰余金に見合う現金預金が独立行政法人の内部に留保されているが、今後、不要財産として国庫に納付することを予定している。

また、家畜改良センターの留保理由をみると、特定独立行政法人災害補償互助会（以下「互助会」という。）に対して、過年度に差し入れた預託金の返戻金となっている。互助会の会員になっていた独立行政法人の数は、互助会の解散後、独立行政法人の統廃合があったことから、23年度末で37法人となっているが、これらのうち20法人は互助会に預託金を差し入れた際に、預託金と同額を負債に属する「資産見返運営費交付金」に計上し、預託金が返戻された際に、当該返戻金と同額を「資産見返運営費交付金」から「資産見返運営費交付金戻入」として収益計上し、年度末に利益処分を行い積立金として整理した上で、中期目標期間の最終年度に上記の返戻金と同額を国庫に納付していた。一方、家畜改良センターを含む4法人は、互助会に預託金を差し入れた際に、当該預託金と同額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える会計処理をしていたことから、預託金が返戻された際に、その額が損益計算上の収益としては計上されず、当該返戻金を資本剰余金に見合う現金預金として計上して保有することとしたため、中期目標期

間の最終年度を経過した後においても、同様に現金預金として独立行政法人内部に留保していた（この4法人のうち、2法人については、22年の通則法改正後に、不要財産として国庫に納付していた。）。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例6> 返戻金を中期目標期間の最終年度を経過した後においても、現金預金として独立行政法人内部に留保していた事例

家畜改良センターは、平成13年から15年までの間に互助会に預託金計1026万余円を差し入れていた。その後、互助会が解散した18年1月に、同センターは上記の預託金全額の返戻を受けた。

同センターは、預託金を差し入れる際に運営費交付金債務から資本剰余金に振り替える会計処理をしていたことから、預託金が返戻された際に、その額が損益計算上の収益としては計上されず、当該返戻金を資本剰余金に対応する現金預金として計上したため、積立金として整理されず、中期目標期間の最終年度を経過した後においても、同様に現金預金として独立行政法人内部に留保していた。

なお、同センターは、当該資金について不要財産に該当するか否かを検討した結果、当該資金を不要財産として認定し、国庫に納付することとした。

(イ) 開始貸借対照表に計上された資本剰余金に見合う現金預金等の保有の状況

特殊法人等から移行して設立された独立行政法人が承継する資産は、主務大臣が任命した資産評価委員によって、独立行政法人の設立時の時価を基準として評価される。そして、大部分の独立行政法人においては、このような手続を経て評価された資産の価額から当該独立行政法人が承継する負債の金額を差し引いた額を政府出資金として整理しており、当該独立行政法人の設立時点における財務状況を示す開始貸借対照表には、資本剰余金は計上されない。一方、一部の独立行政法人においては、特殊法人の解散時における政府出資金が基本的にそのまま引き継がれ、当該独立行政法人の開始貸借対照表の純資産には、政府出資金を資本金とし、これに加えて、上記のような手続を経て評価された資産の価額から当該独立行政法人が承継する負債の金額を差し引き、更に政府出資金を差し引いた額を資本剰余金として計上している独立行政法人もある。

資本剰余金が貸借対照表に計上される時期が、このような一部の独立行政法人のように開始貸借対照表の作成時であるか、あるいは大部分の独立行政法人のように、開始貸借対照表の作成時より後の時期であるかによって、当該資本剰余金に見合った資産及びその資産の取得財源の把握の困難さが大きく異なっている。

まず、資本剰余金が開始貸借対照表の作成時より後の貸借対照表に計上される場合については、資本剰余金が計上されるのは、主として、独立行政法人が設立された後に、その財産的基礎を構成するものとして、国から施設整備費補助金等の交付を受けて非償却資産を取得したときが想定される。この場合は、当該補助金等の交付を受けた時に負債である預り補助金に計上し、非償却資産を取得した時に預り補助金を資本剰余金に振り替えることとなる。したがって、当該資本剰余金に見合った資産及びその資産の取得財源を把握することは容易であると考えられる。一方、資本剰余金が開始貸借対照表の作成時に計上される場合については、資本剰余金が開始貸借対照表の作成時より後の貸借対照表に計上される場合とは異なり、負債から振り替えて計上されるのではなく、直接資本剰余金に計上されるため、資本剰余金見合いの資産を特定することは困難な場合がある。また、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人においては、政府出資に係る資産に加えて、国や特殊法人等において自ら得た収入や借入金等を財源とした資産を承継している場合があり、当該資産を資本剰余金見合いの資産と整理したとしても、通則法第46条の2の規定により不要財産を国庫に納付するに先立って、当該資産の財源が政府からの出資又は支出に係る資産であると判断するためには、当該資産の承継前に遡って、解散した特殊法人が作成した資産管理資料等で確認する必要があると考えられる。

そこで、資本剰余金が開始貸借対照表に計上されている独立行政法人について、当該資本剰余金と資産の対応関係について検査したところ、資本剰余金に見合う資産には現金預金、投資有価証券、固定資産等があると整理していた。しかし、資本剰余金に見合う個別の資産について、どのような財源により取得したものを把握していなかったことから、このような整理の内容が合理的であるか十分に確認できない独立行政法人が次のとおり見受けられた。

<事例7>承継に伴い資本剰余金として保有する現金預金及び有価証券について、財源や保有目的が確認できない事例

日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、解散した高速道路四公団（日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団）の民営化により、平成17年10月に設立され、高速道路四公団の権利及び義務の一部を承継した。そして、機構の鉄道勘定の開始貸借対照表には、資本金として、高速道路四公団の解散時における政府出資金に相当する208億9050万円が、また、資本剰余金として、承継した資産の価額から負債の金額及び資本金の合計額を差し引いた33億5925万余円がそれぞれ計上されていた。

機構がこのように承継した資産の価額から負債の金額及び資本金の合計額を差し引いた金額を資本剰余金として計上したのは、資産評価委員から構成される道路資産評価・会計基準検討会によって、18年3月、開始貸借対照表を作成する上でこのような資本金を超えて資本に属するものの会計的性格は、利益剰余金ではなく、資本剰余金と考えられる旨の検討結果を踏まえたためである。

機構は、当該資本剰余金33億5925万余円に見合う資産は、構築物等19億3326万余円、その他14億2598万余円（その他の内訳として、現金預金及び投資有価証券計8億0179万余円、未収収益728万余円、未収金6億0984万余円、及びその他の流動資産705万余円）であると整理していた。また、資本剰余金に見合う資産の一部として、23年度末時点で、現金預金及び投資有価証券を計10億7816万余円保有しているが、この保有目的や具体的な用途が25年5月の会計実地検査時に十分に確認できず、その財源についても政府からの出資又は支出であるのか自己収入であるのかが明確でない状況となっている。

このように、資産の取得財源が政府からの出資又は支出であるのか自己収入であるのかが不明である場合には、通則法第46条の2の適用に当たり支障が生ずるおそれがある。このため、将来、当該資産を不要財産として認定した場合に、政府からの出資又は支出に見合う不要財産であっても国庫へ納付されなかったり、自己収入を財源として取得した資産が不要財産とされ国庫へ納付されたりする可能性がある。

(4) 利益剰余金の状況

ア 積立金、精算対象積立金及び次期中期繰越積立金の概要

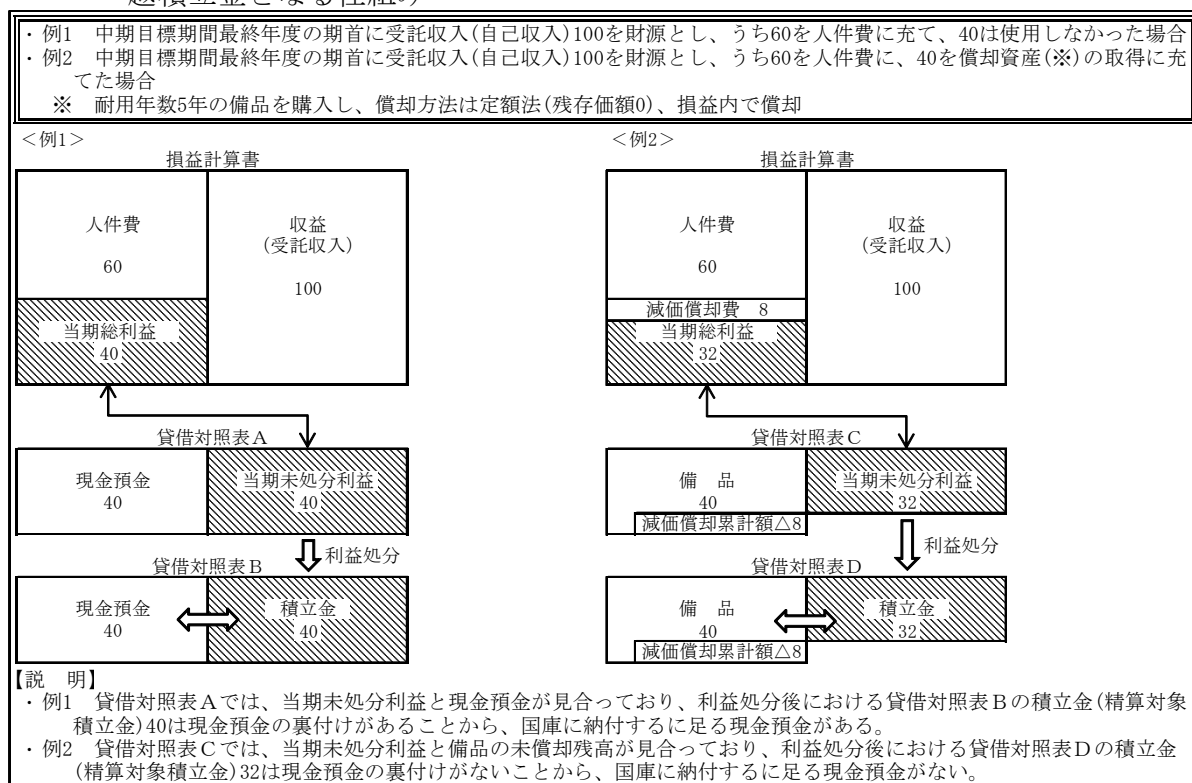
前記のとおり、独立行政法人の利益の処分及び損失の処理については、通則法第44条第1項において、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は積立金として整理しなければならないこととされており、同条第2項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

中期目標期間の最終年度に係る利益の処分又は損失の処理を行った後に積立金がある場合（以下、この積立金を「精算対象積立金」という。）の処分方法は個別法で定められており、多くの独立行政法人及び勘定では、精算対象積立金の金額から主務大臣の承認を受けて次期中期目標期間における業務の財源に充てることができるとされた金額（以下「次期中期繰越積立金」という。）を控除して、なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととされている。そして、当該承認を受けるに当たり、各独立行政法人は「独立行政法人の組織、運営

及び管理に係る共通的な事項に関する政令」(平成12年政令第316号)等に基づき、承認を受けようとする金額及び財源に充てようとする業務の内容を記載した承認申請書を主務大臣に提出することとされている。

また、次期中期繰越積立金の取扱いについて、一般的な考え方が参考として示されている「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」(平成18年6月総務省行政管理局)によれば、精算対象積立金は、原則として国庫に納付するものであるが、国庫に納付するに足る現金預金がなく、その点について合理的な理由がある場合等は、個別事情を勘案した上で、合理的な範囲内で次期中期繰越積立金と位置付けて次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられるとされている。そして、次期中期繰越積立金と位置付けることができる場合として、自己収入を財源として償却資産を取得して、中期目標期間の最終年度末に償却されていない額(以下「未償却残高」という。)が計上されているような場合等が例示されている(図表11の例2を参照)。

図表11 自己収入を財源として取得した償却資産の未償却残高に相当する額が次期中期繰越積立金となる仕組み



イ 精算対象積立金の処理の状況

検査の対象とした101法人のうち、独立行政法人の設立時から23年度末までの間に、アで掲げた仕組みに基づいて精算対象積立金を次期中期目標期間へ繰り越したり、国庫に納付したりした独立行政法人は83法人であり、これらの独立行政法人における中期目標期間の終了時ごとの精算対象積立金、次期中期繰越積立金及び国庫納付額は、図表12のとおりとなっており、精算対象積立金については、それぞれ第1期終了時で83法人134勘定の計1兆6408億余円、第2期終了時で43法人52勘定の計1114億余円、第3期終了時で1法人1勘定の1541万余円となっている。

図表12 83法人における精算対象積立金の繰越し及び国庫納付の状況

(単位：千円)

項目	中期目標期間			第1期終了時 注(1)			第2期終了時			第3期終了時		
	法人数	勘定数	金額	法人数	勘定数	金額	法人数	勘定数	金額	法人数	勘定数	金額
精算対象積立金 (A)	83	134	1,640,873,195	43	52	111,450,672	1	1	15,415			
次期中期繰越積立金 (B)	64	95	1,475,924,977	31	38	59,765,467	0	0	0			
自己財源で取得した償却資産の未償却残高	45	54	45,144,166	26	27	24,109,627	0	0	0			
東日本大震災による契約済繰越し 注(2)	3	4	87,333	15	15	2,060,588	0	0	0			
その他	49	76	1,430,693,477	24	31	33,595,251	0	0	0			
国庫納付額 (A)-(B)			164,948,218			51,685,205			15,415			
	(79法人121勘定)			(41法人47勘定)			(1法人1勘定)					

注(1) ある独立行政法人が統廃合され、他の独立行政法人が統廃合された独立行政法人の権利義務を承継したときの当該他の独立行政法人における第1期終了時とは、当該他の独立行政法人の最初の中期目標期間が満了した時として整理している。

注(2) 「東日本大震災による契約済繰越し」の欄の額は、独立行政法人が支出の原因となる契約を締結したものの、東日本大震災の影響により契約相手方の履行が遅延し契約金額の全部又は一部を支払うことができなかったため、当該支払に至っていない金額等に係る資金を繰り越しているものである。

注(3) 第1期終了時における「その他」の金額1兆4306億余円の主なものは、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成勘定における新幹線施設の譲渡により取得した割賦債権に係る積立金6999億余円、住宅金融支援機構の住宅資金貸付等勘定における団体信用生命保険等業務により顧客から徴収した特約料により生じた積立金3298億余円である。

注(4) 括弧内の数字は、「国庫納付額」に該当がある法人数及び勘定数である。

注(5) 法人別内訳は、巻末別表4参照

第1期及び第2期終了時のいずれにおいても、精算対象積立金を次期中期目標期間に繰り越している独立行政法人のうち、多くの独立行政法人が自己収入を財源として取得した償却資産に係る未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金としている。

そして、前記のとおり、精算対象積立金から次期中期繰越積立金を控除して国庫納付額が算出されることから、次期中期繰越積立金の算定は、国庫納付額に影響を与えることになる。そこで、次期中期繰越積立金のうち自己収入を財源として取得したとしている償却資産について、その取得財源等を検査したところ、独立行政法

人の設立時に政府出資金として承継した現金預金であった独立行政法人が次のとおり見受けられた。

<事例8>精算対象積立金を構成しない償却資産の未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金の算定に含めていた事例

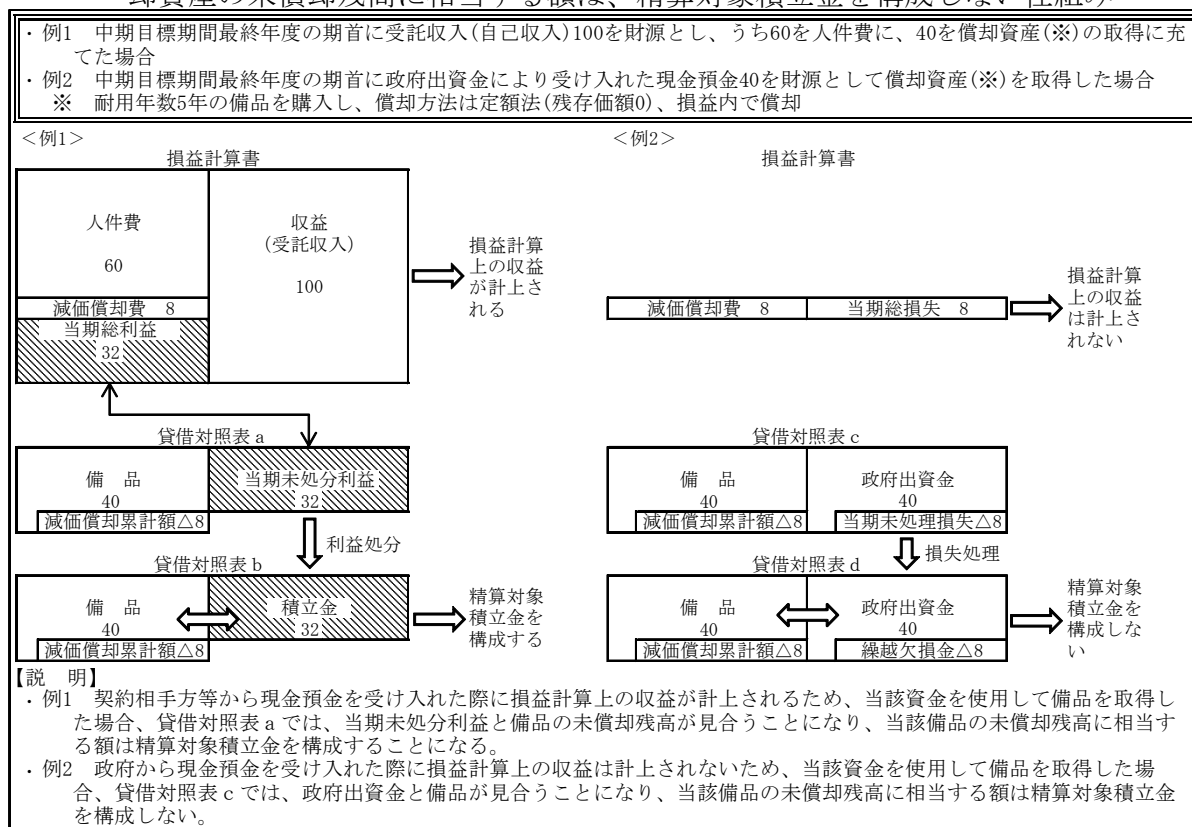
情報処理推進機構は、第1期中期目標期間（平成16年1月から20年3月まで）の終了時に、一般勘定で4億5780万余円の精算対象積立金が生じており、自己収入を財源として取得した償却資産の未償却残高に相当する額の精算対象積立金を繰り越す必要があるとして、2898万余円の精算対象積立金を主務大臣の承認を受けて第2期中期目標期間（20年4月から25年3月まで）へ繰り越している。

しかし、当該償却資産の取得財源をみると、実際には、独立行政法人設立時に政府出資金見合いとして整理している承継した現金預金であった。

なお、当該未償却残高に相当する額2898万余円は、25年7月の第2期中期目標期間終了時の精算対象積立金の処分の際に国庫に納付されている。

独立行政法人の設立時に政府出資金見合いとして整理している承継した現金預金を財源として取得した償却資産については、図表13の例2のとおり、未償却残高に相当する額の精算対象積立金を構成しないことから、これらの償却資産の未償却残高に相当する額は、次期中期目標期間へ繰り越す必要はなかったものと考えられる。

図表13 政府出資金見合いとして整理している承継した現金預金を財源として取得した償却資産の未償却残高に相当する額は、精算対象積立金を構成しない仕組み



また、主務大臣への承認申請の際に、自己収入を財源として取得した償却資産であるか、独立行政法人の設立時に承継した現金預金を財源として取得した償却資産であるかを明確にしないまま、その未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金としている独立行政法人が次のとおり見受けられた。

<事例9>自己収入か独立行政法人の設立時に承継した現金預金のどちらの財源で取得した償却資産であるかを明確にしないまま未償却残高に相当する額の精算対象積立金を次期中期目標期間へ繰り越している事例

中小企業基盤整備機構は、第1期中期目標期間（平成16年7月から21年3月まで）の終了時に、一般勘定、産業基盤整備勘定及び工業再配置等業務特別勘定の3勘定で計257億2678万余円の精算対象積立金が生じており、自己収入を財源として取得した償却資産の未償却残高に相当する額の精算対象積立金を繰り越す必要があるとして、上記の3勘定で計20億8219万余円の精算対象積立金を主務大臣の承認を受けて第2期中期目標期間（21年4月から26年3月まで）へ繰り越している。

上記積立金の繰越手続について、25年3月に検査したところ、同機構では、繰越しの対象となっていた償却資産のうち、資産管理台帳において、その取得財源が「自己資金」と登録されているものがあったが、独立行政法人の設立後に自己収入で取得した償却資産であっても、設立時に承継した現金預金で取得した償却資産であってもいずれも「自己資金」と登録されることになっていたことから、主務大臣への承認申請の際に、どちらの財源で取得したものであるかが明確になっていなかった。

なお、同機構は、会計検査院の検査を踏まえて、当該繰越対象となっている償却資産の取得財源について調査を実施し、その結果、自己収入を財源として取得したものであると整理した。

さらに、自己収入を財源としてリース料を支払っているファイナンス・リース取引^(注2)で取得した償却資産（以下「リース資産」という。）の未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金としている独立行政法人が、図表14のとおり、4法人5勘定において見受けられた。

図表14 自己収入を財源としてリース料を支払っているリース資産の未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金としている独立行政法人

(単位：円)

独立行政法人名	勘定名	次期中期目標期間へ繰り越した額	
		第1期終了時	第2期終了時
情報処理推進機構	試験勘定	11,976,650	-
中小企業基盤整備機構	一般勘定	352,323,300	-
	工業再配置等業務特別勘定	746,851	-
港湾空港技術研究所	-	17,955,102	-
自動車検査	-	-	96,768,648
4法人	5勘定	383,001,903	96,768,648

ファイナンス・リース取引は、会計基準等により、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。すなわち、リース契約時に借り手である

独立行政法人は、リース資産の取得価額相当額を資産として計上し、リース資産の取得価額相当額と利息相当額からなるリース料の総額から利息相当額を控除するなどして求めたリース債務を負債として計上することから、リース資産は負債に属するリース債務と見合うことになる。そのため、当該リース資産については、特段の事情がない限り、未償却残高に相当する額の精算対象積立金を構成しないことから、当該リース資産の未償却残高に相当する額は、次期中期目標期間に繰り越す必要はなかったものと考えられる。

(注2) ファイナンス・リース取引 リース契約に基づくリース期間の途中において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生ずるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。

これについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例10> 精算対象積立金を構成しないリース資産の未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金の算定に含めていた事例

中小企業基盤整備機構は、第1期中期目標期間（平成16年7月から21年3月まで）の終了時に、一般勘定及び工業再配置等業務特別勘定の両勘定で計235億3780万余円の精算対象積立金が生じており、自己収入を財源として取得した償却資産の未償却残高に相当する額の精算対象積立金を繰り越す必要があるとして、上記の両勘定で計20億6756万余円の精算対象積立金を主務大臣の承認を受けて第2期中期目標期間（21年4月から26年3月まで）へ繰り越している。

しかし、第2期中期目標期間へ繰り越した上記の20億6756万余円の中には、未償却残高に相当する額の精算対象積立金を構成しないリース資産の未償却残高に相当する額3億5307万余円が含まれていた。

次期中期目標期間における業務の財源に充てる必要があるものについて、主務大臣の承認を受けた場合に限り精算対象積立金を繰り越すことができるとされている個別法の趣旨に鑑みれば、精算対象積立金の繰越しは業務上真に必要と認められる場合でなければならないと考えられることから、次期中期繰越積立金の算定に当たっては、繰り越す必要があるかどうか十分に確認した上で行う必要がある。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

独立行政法人における政府出資金、資本剰余金、利益剰余金について、正確性、合規性、有効性等の観点から、独立行政法人の設立時における政府出資金等の状況はど

のようになっているか、設立時に承継した資産の状況はどのようになっているか、設立後に行われた追加出資及び政府出資金の減少の状況はどのようになっているか、資本剰余金に係る会計処理の状況はどのようになっているか、資本剰余金に見合う現金預金等の保有の状況はどのようになっているか、中期目標期間終了時における積立金の処理は適切に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

ア 政府出資金の状況

(ア) 独立行政法人設立時における政府出資金

独立行政法人において、設立時に承継した資産のうち、土地、建物等の固定資産についてはその財源が政府出資金であると把握しているのが一般的であったが、流動資産のうち現金預金等については、その財源が把握されておらず、政府出資金等に見合う現金預金等が含まれているかが明瞭ではない状況が見受けられた。さらに、政府出資金見合いとして整理している現金預金、投資有価証券等について、業務を確実に実施する上で独立行政法人が当該現金預金等を必要であるとしているにもかかわらず、これらの資金を使用することなく保有している事態や、中期計画において使用目的を定めないまま使用したり、使途等に係る規程等を整備しないまま運用したりしている事態が見受けられた。

(イ) 追加出資及び政府出資金の減少

24年度末現在で金銭出資に係る資金の全部又は一部が充当されていない事態が見受けられた。この中には、建物の完成予定時期を延期する旨の基本構想の変更を行ったことにより、延期された支払時期まで現金預金で保有しているなどの事態が見受けられた。

また、金銭出資された資金を財源として取得した資産等の管理状況について、追加出資に係るものか他の財源に係るものかが判明しなかったり、資産管理資料等では管理しておらず、資産を取得した際に作成した支出に関する資料を調査しないと追加出資に係るものかが判明しなかったりしている事態が見受けられた。

さらに、不要財産を国庫に納付したことにより政府出資金の減少を行った独立行政法人について、必ずしも政府出資金と資産との対応関係が明確ではない事態も見受けられた。

イ 資本剰余金の状況

敷金及び預託金を差し入れた際の会計処理において、運営費交付金債務から資本

剰余金に振り替えている場合に、当該敷金及び預託金の返戻金が独立行政法人の内部に留保されていて、不要財産となる可能性が高い状況となっている事態が見受けられた。

また、承継時に独立行政法人が資本剰余金に見合う資産と整理し、23年度末においても保有している現金預金及び投資有価証券について、保有目的や今後の使途が十分に確認できず、その財源も政府からの出資又は支出なのか自己収入なのかが明確でない事態が見受けられた。

ウ 利益剰余金の状況

次期中期繰越積立金のうち自己収入を財源として取得したとしている償却資産について、独立行政法人の設立時に承継され政府出資金見合いとして整理している現金預金で取得したものであったり、自己収入を財源としてリース料を支払っているファイナンス・リース取引で取得したものであったりして、精算対象積立金を構成しないこれらの償却資産の未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金としているなどの事態が見受けられた。

(2) 所見

独立行政法人は、その行うべき業務が確実に実施されることが必要であり、そのための財産的基礎を有しなければならない。さらに、毎年度、政府から運営費交付金を始めとする多額の財政支出が充てられているが、国の財政事情が極めて厳しい状況にあることに鑑みると、各独立行政法人は、必要最小限の財務基盤で業務運営を行うことが求められている。

したがって、前記の検査の状況を踏まえ、独立行政法人及び主務府省においては、次の点に留意して対応を検討することが必要である。また、これらの独立行政法人及び主務府省の対応状況や独立行政法人改革の動向等を踏まえ、関係府省において制度全般について検討を行うことが重要である。

ア 政府出資金の状況

(ア) 独立行政法人の設立時における政府出資金

政府出資金に見合う現金預金等を承継時から現在まで使用することなく保有し続けているなどの事態が見受けられたことから、独立行政法人及び主務府省において、必要最小限の財務基盤で業務運営を行っているかどうかなどを検討して、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、速やか

に不要財産と認定して国庫納付の措置を講ずる必要がある。

そして、独立行政法人等が現金預金等を始めとする資産を承継するに当たっては、主務府省はもとより業務を引き継いだ独立行政法人においても、承継した資産の使用目的等について十分な認識を有するとともに、当該資産を有効に活用できるよう使用計画等を明確にすることが必要である。

(イ) 追加出資及び政府出資金の減少

金銭出資を受けた独立行政法人のうち、当該資金が充当されていないものについては、追加出資の資金を延期された支払時期まで現金預金で長期間保有しているなどの事態に鑑みて、資金が適時に有効に活用できるよう追加出資の時期についても検討することが重要である。

政府からの出資と保有する資産との対応関係が整理できない独立行政法人については、今後、不要財産を国庫に納付する際に支障が生ずることが懸念される。一方、不要財産と認定して国庫に納付する場合に、政府出資と保有する資産との対応関係が明確でないのに安易に政府出資金を減少すると、将来的に当該独立行政法人の財務的基盤が損なわれることも懸念される。

したがって、独立行政法人及び主務府省において、不要財産に係る国庫への納付を行う前提として、政府からの出資又は支出により取得した資産かどうか、可能な限り取得財源を明らかにできるような管理を行うよう努めるとともに、取得財源を明らかにすることが困難な場合には、国庫への納付に支障が生じないように国庫への納付の際の指針や規則を検討するとともに、将来的に当該独立行政法人の財務の健全性に影響を与えないよう政府出資金の減少の指針等についても十分な検討を行うことが必要である。

イ 資本剰余金の状況

敷金及び預託金の返戻金が独立行政法人の内部に留保されていて、その使用見込みがない場合には、不要財産となる可能性が高い状況となっている事態が見受けられたことから、独立行政法人及び主務府省において、今後の使用見込みについて十分に検討を行い、使用見込みがない場合には速やかに不要財産と認定して国庫納付の措置を講ずる必要がある。そして、今後も同様の事態が想定されることから、これらの返戻金が独立行政法人の内部に留保されない方策を検討することが重要である。

また、承継時に独立行政法人が資本剰余金に見合う資産として整理した現金預金及び投資有価証券について、この保有目的や具体的な用途を十分に確認できずその財源についても明確でない事態が見受けられたことから、承継時に現金預金等を資本剰余金に見合う資産として整理する場合には、現金預金等の財源及び保有目的を明らかにできるよう努める必要がある。

ウ 利益剰余金の状況

精算対象積立金を構成しない償却資産の未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金としている事態については、その分の国庫納付額が減少して独立行政法人の内部に留保されていることになる。独立行政法人及び主務府省において、独立行政法人の内部に留保されている償却資産の未償却残高に相当する額を速やかに国庫に納付する方策を検討するとともに、今後も同様の事態が想定されることから、次期中期繰越積立金の算定に当たっては、償却資産が自己収入を財源として取得したものであるかどうか、国庫に納付する現金預金がないなど繰越しをする合理的な理由があるかなどを十分に確認することが必要である。

会計検査院としては、独立行政法人が必要最小限の財務基盤で業務運営を行うことが求められていること、また、独立行政法人の制度及び組織の見直しについては、政府において引き続き検討し改革に取り組むこととされたことを踏まえて、独立行政法人における政府出資金等の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

別表1 独立行政法人101法人における中期目標期間

主務府省	法人名	年 度												主務府省	法人名	年 度												
		平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24～			平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24～	
内閣府	国立公文書館	13.4～17.3			17.4～22.3				22.4～27.3					厚生労働省	国立国際医療研究センター													
	北方領土問題対策協会	-											国立成育医療研究センター		-			22.4～27.3										
	国民生活センター	-			15.10～20.3				20.4～25.3						国立長寿医療研究センター													
総務省	情報通信研究機構	13.4～18.3			18.4～23.3				23.4～28.3					農林水産省	農林水産消費安全技術センター	-												
	統計センター	-											種苗管理センター															
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-			19.10～24.3				24.4～29.3						家畜改良センター	13.4～18.3												
	国際協力機構	-											水産大学校															
財務省	国際交流基金	-			15.10～19.3				19.4～24.3					農業・食品産業技術総合研究機構	-													
	酒類総合研究所	13.4～18.3			18.4～23.3				23.4～28.3					農業生物資源研究所	18.4～23.3			23.4～28.3										
	造幣局	-											農業環境技術研究所															
文部科学省	国立印刷局	-											国際農林水産業研究センター	13.4～18.3														
	日本万国博覧会記念機構	-			15.10～20.3				20.4～25.3					森林総合研究所														
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	13.4～18.3											水産総合研究センター															
	大学入試センター	-											農畜産業振興機構	-			15.10～20.3			20.4～25.3								
	国立青少年教育振興機構	-											農業者年金基金															
	国立女性教育会館	-											農林漁業信用基金															
	国立科学博物館	-											経済産業研究所	13.4～18.3			18.4～23.3			23.4～28.3								
	物質・材料研究機構	-											工業所有権情報・研修館															
	防災科学技術研究所	13.4～18.3			18.4～23.3				23.4～28.3					日本貿易保険	13.4～17.3			17.4～21.3			21.4～24.3			24.4～28.3				
	放射線医学総合研究所	-											産業技術総合研究所	-			17.4～22.3			22.4～27.3								
	国立美術館	-											製品評価技術基盤機構	13.4～18.3			18.4～23.3			23.4～28.3								
	国立文化財機構	-											新エネルギー・産業技術総合開発機構	-			15.10～20.3			20.4～25.3								
	文部科学省	教員研修センター	13.4～16.3		16.4～19.3			19.4～23.3			24.4～29.3				日本貿易振興機構	-			15.10～19.3			19.4～23.3			23.4～27.3			
		科学技術振興機構	-			15.10～19.3				19.4～24.3					情報処理推進機構	-												
日本学術振興会		-											石油天然ガス・金属鉱物資源機構	-			16.2～20.3			20.4～25.3								
理化学研究所		-											中小企業基盤整備機構	-			16.7～21.3			21.4～26.3								
宇宙航空研究開発機構		-											土木研究所	13.4～18.3														
日本スポーツ振興センター		-											建築研究所															
日本芸術文化振興会		-											交通安全環境研究所															
日本学生支援機構		-											海上技術安全研究所															
海洋研究開発機構		-											港湾空港技術研究所															
国立高等専門学校機構		-			16.4～21.3				21.4～26.3					電子航法研究所														
大学評価・学位授与機構		-											航海訓練所															
国立大学財務・経営センター		-											海技教育機構															
日本原子力研究開発機構	-			17.10～22.3				22.4～27.3					航空大学校															
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	13.4～18.3			18.4～23.3				23.4～28.3					自動車検査	14.7～19.3			19.4～23.3										
	労働安全衛生総合研究所	-											鉄道建設・運輸施設整備支援機構															
	勤労者退職金共済機構	-											国際観光振興機構	15.10～20.3			20.4～25.3											
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	-			15.10～20.3				20.4～25.3					水資源機構														
	福祉医療機構	-											自動車事故対策機構	-														
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-											空港周辺整備機構	15.10～19.3			19.4～24.3			24.4～29.3								
	労働政策研究・研修機構	15.10～19.3			19.4～24.3				24.4～29.3					海上災害防止センター	15.10～20.3			20.4～25.3			20.4～25.3							
	労働者健康福祉機構	-											海上災害防止センター	-			20.4～23.3			23.4～28.3								
	国立病院機構	-			16.4～21.3				21.4～26.3					都市再生機構	16.7～21.3			21.4～26.3										
	医薬品医療機器総合機構	-											奄美群島振興開発基金	16.10～21.3			21.4～26.3											
	医薬基盤研究所	-			17.4～22.3				22.4～27.3					日本高速道路保有・債務返済機構	17.10～22.3			22.4～25.3										
	年金・健康保険福祉施設整理機構	-											住宅金融支援機構	-			19.4～24.3			24.4～29.3								
年金積立金管理運用	-			18.4～22.3				22.4～27.3					環境省	国立環境研究所	13.4～18.3			18.4～23.3			23.4～28.3							
国立がん研究センター	-											環境再生保全機構	-															
国立循環器病研究センター	-											※ 原子力安全基盤機構	-															
国立精神・神経医療研究センター	-											防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	-			14.4～18.3			18.4～23.3			23.4～28.3					

(注) 他の独立行政法人等と統合している独立行政法人については、統合後の独立行政法人の中期目標期間のみを示している。

別表2 国や特殊法人等から現金預金等を承継した独立行政法人・勘定の状況

(単位：百万円)

独立行政法人名(47法人)	勘定名(93勘定)	検査対象とした開始貸借対照表の年月日	左記の開始貸借対照表の年月日に承継した現金預金等の額				
			現金預金	有価証券	投資有価証券	その他有価証券	長期性預金
北方領土問題対策協会	一般業務勘定	平成15.10.1	76	-	-	-	-
国民生活センター	-	15.10.1	301	-	253	-	-
情報通信研究機構	一般勘定	16.4.1	18,052	199	12,484	-	240
	基盤技術研究促進勘定	16.4.1	3,576	-	6,476	-	-
	出資勘定	16.4.1	105	-	-	-	800
	通信・放送承継勘定	16.4.1	1,644	-	14,836	348	1,000
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	郵便貯金勘定	19.10.1	131,804,052	-	-	-	-
	簡易生命保険勘定	19.10.1	600	-	-	-	-
国際協力機構	一般勘定	15.10.1	19,912	-	0.03	-	-
	有償資金協力勘定	20.10.1	4,067	-	1,154	-	-
国際交流基金	-	15.10.1	9,315	10,608	78,971	-	-
造幣局	-	15.4.1	4,782	-	-	-	-
国立印刷局	-	15.4.1	10,000	-	-	-	-
日本万国博覧会記念機構	第1号勘定	15.10.1	2,166	499	22,160	-	-
科学技術振興機構	文献情報提供勘定	15.10.1	1,311	-	5,009	-	6
	一般勘定	15.10.1	3,059	-	-	-	-
日本学術振興会	一般勘定	15.10.1	3,694	-	-	-	-
理化学研究所	-	15.10.1	22,047	-	-	-	-
宇宙航空研究開発機構	-	15.10.1	27,050	-	-	-	-
日本スポーツ振興センター	一般勘定	15.10.1	1,929	-	23,224	-	5,700
日本芸術文化振興会	-	15.10.1	5,094	-	65,985	-	7,500
日本学生支援機構	-	16.4.1	37,239	262	5,184	-	-
海洋研究開発機構	-	16.4.1	6,862	-	-	-	-
国立大学財務・経営センター	一般勘定	16.4.1	1	-	-	-	-
日本原子力研究開発機構	一般勘定	17.10.1	12,621	-	-	-	-
	電源利用勘定	17.10.1	18,337	-	-	-	-
高齢・障害・求職者雇用支援機構	高齢・障害者雇用支援勘定	15.10.1	3,528	-	-	-	-
	障害者職業能力開発勘定	15.10.1	58	-	-	-	-
	障害者雇用納付金勘定	15.10.1	52,512	-	-	-	-
福祉医療機構	一般勘定	15.10.1	1,898	-	-	-	-
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	15.10.1	38	-	-	-	-
労働政策研究・研修機構	一般勘定	15.10.1	415	-	-	-	-
	雇用勘定	15.10.1	491	-	-	-	-
労働者健康福祉機構	-	16.4.1	75,109	-	-	-	-
医薬品医療機器総合機構	審査等勘定	16.4.1	2,277	-	-	-	-
医薬基盤研究所	開発振興勘定	17.4.1	2,902	-	-	-	-
	研究振興勘定	17.4.1	302	-	-	-	-
	承継勘定	17.4.1	360	-	621	-	-
年金積立金管理運用	総合勘定	18.4.1	902	-	-	-	-
農業・食品産業技術総合研究機構	民間研究促進業務勘定	15.10.1	2,249	299	7,093	-	384
	基礎的研究業務勘定	15.10.1	242	-	-	-	130
	農業機械化促進業務勘定	15.10.1	228	-	606	-	600
水産総合研究センター	海洋水産資源開発勘定	15.10.1	2,244	-	-	-	-
農畜産業振興機構	畜産勘定	15.10.1	143,891	-	27,083	-	-
	野菜勘定	15.10.1	11,348	14,605	73,678	-	-
	肉用子牛勘定	15.10.1	343	-	-	-	-
	債務保証勘定	15.10.1	38	-	339	-	-
農林漁業信用基金	農業信用保険勘定	15.10.1	3,948	17,390	30,623	-	-
	林業信用保証勘定	15.10.1	4,533	8,212	14,956	-	-
	漁業信用保険勘定	15.10.1	3,609	11,999	25,374	-	-
	農業災害補償関係勘定	15.10.1	236	1,052	4,926	-	-
	漁業災害補償関係勘定	15.10.1	32	10	580	-	-
新エネルギー・産業技術総合開発機構	一般勘定	15.10.1	1,006	-	-	-	-
	電源利用勘定	15.10.1	1,679	-	200	-	-
	石油及びエネルギー需給構造高度化勘定(現在：エネルギー需給勘定)	15.10.1	1,173	-	500	-	-
	基盤技術研究促進勘定	15.10.1	2,266	-	10,006	-	1
	石炭経過勘定	15.10.1	39,380	-	500	-	110
	鉱工業承継勘定	15.10.1	3,521	49	13,997	-	-
日本貿易振興機構	-	15.10.1	5,799	550	2,010	-	-
情報処理推進機構	事業化勘定	16.1.5	8	-	-	-	-
	一般勘定	16.1.5	6,743	1,701	18,028	-	-
	地域事業出資業務勘定	16.1.5	241	-	400	-	-
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油天然ガス勘定	16.2.29	39,819	220	5,199	-	-
	金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定	16.2.29	5,187	1,400	5,095	-	-
	金属鉱業一般勘定	16.2.29	288	-	260	-	-

独立行政法人名 (47法人)	勘定名 (93勘定)	検査対象とした開始貸借対照表の年月日	左記の開始貸借対照表の年月日に承継した現金預金等の額				
			現金預金	有価証券	投資有価証券	その他有価証券	長期性預金
中小企業基盤整備機構	一般勘定	平成16.7.1	77,581	87,100	142,065	-	-
	産業基盤整備勘定	16.7.1	48,532	-	7,069	-	16,440
	施設整備等勘定	16.7.1	6,575	-	-	-	-
	小規模企業共済勘定	16.7.1	213,693	604,132	3,297,198	-	-
	中小企業倒産防止共済勘定	16.7.1	116,688	77,202	214,039	-	-
	工業再配置等業務特別勘定	16.7.1	122,018	-	-	-	-
	出資承継勘定	16.7.1	2,207	-	1,055	-	-
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	建設勘定	15.10.1	110,907	-	-	-	-
	造船勘定(現在:海事勘定)	15.10.1	35	-	4,799	-	-
	船舶勘定(現在:海事勘定)	15.10.1	12,975	-	-	-	-
	助成勘定	15.10.1	654	-	-	-	-
	基礎的研究等勘定	15.10.1	26	-	-	-	-
国際観光振興機構	一般勘定	15.10.1	894	-	-	-	-
水資源機構	-	15.10.1	6,984	26,409	10,809	-	-
自動車事故対策機構	-	15.10.1	3,697	-	-	-	-
空港周辺整備機構	-	15.10.1	2,860	185	1,292	-	40
海上災害防止センター	防災措置業務勘定	15.10.1	241	11	1,124	-	65
都市再生機構	設立時は勘定区分なし。17年度より都市再生勘定、宅地造成等経過勘定	16.7.1	184,820	-	750	-	-
奄美群島振興開発基金	-	16.10.1	1,745	100	347	-	-
日本高速道路保有・債務返済機構	高速道路勘定	17.10.1	687,443	-	-	-	-
	鉄道勘定	17.10.1	5,275	-	5,988	-	-
住宅金融支援機構	証券化支援勘定	19.4.1	34,834	139,246	-	-	-
	住宅融資保険勘定	19.4.1	19,332	13,196	-	-	-
	住宅資金貸付等勘定	19.4.1	185,260	368,908	-	-	-
	既往債権管理勘定	19.4.1	1,470,528	16	-	-	-
環境再生保全機構	公害健康被害補償予防業務勘定	16.4.1	17,021	16,433	34,345	-	-
	承継勘定	16.4.1	8,552	-	-	-	-
	基金勘定	16.4.1	16,190	400	750	-	-

(注1) 本表は、各独立行政法人の開始貸借対照表等を参考に、会計検査院において作成したものである。

(注2) 本表は、政府出資金が計上されていない独立行政法人・勘定、及び平成24年3月末までに廃止された独立行政法人・勘定は除いている。

(注3) 独立行政法人が他の独立行政法人と統合している場合は、統合時ではなく、当該独立行政法人が最初に設立された際の開始貸借対照表等を検査している。ただし、平成13年4月に国が直接行っていた事務・事業を実施するために設立された独立行政法人が、その後特殊法人等と統合している場合は、その統合時の開始貸借対照表を検査している。

別表3 図表5及び図表8における該当法人

独立行政法人名	図表5						図表8		独立行政法人名	図表5						図表8			
	①	②	③	④	⑤	⑥	通則法	個別法		①	②	③	④	⑤	⑥	通則法	個別法		
国立公文書館									国立国際医療研究センター								○		
北方領土問題対策協会								○	国立成育医療研究センター								○		
国民生活センター									国立長寿医療研究センター								○		
情報通信研究機構			○						農林水産消費安全技術センター				○				○		
統計センター									種苗管理センター								○		
郵便貯金・簡易生命保険管理機構									家畜改良センター								○		
国際協力機構				○	○		○	○	水産大学校								○		
国際交流基金		○						○	農業・食品産業技術総合研究機構			○	○	○			○		
酒類総合研究所									農業生物資源研究所								○		
造幣局								○	農業環境技術研究所										
国立印刷局								○	国際農林水産業研究センター										
日本万国博覧会記念機構									森林総合研究所				○	○			○		
国立特別支援教育総合研究所									水産総合研究センター	○			○				○		
大学入試センター									農畜産業振興機構								○	○	
国立青少年教育振興機構								○	農業者年金基金										
国立女性教育会館									農林漁業信用基金					○			○		
国立科学博物館	○							○	経済産業研究所										
物質・材料研究機構				○					工業所有権情報・研修館										
防災科学技術研究所				○					日本貿易保険										
放射線医学総合研究所								○	産業技術総合研究所	○							○		
国立美術館	○								製品評価技術基盤機構	○									
国立文化財機構	○			○					新エネルギー・産業技術総合開発機構			○	○				○	○	
教員研修センター									日本貿易振興機構								○	○	
科学技術振興機構					○		○		情報処理推進機構			○	○				○	○	
日本学術振興会									石油天然ガス・金属鉱物資源機構		○		○	○			○		
理化学研究所				○			○		中小企業基盤整備機構					○	○	○	○	○	
宇宙航空研究開発機構								○	土木研究所				○				○		
日本スポーツ振興センター	○						○	○	建築研究所										
日本芸術文化振興会									交通安全環境研究所	○									
日本学生支援機構									海上技術安全研究所	○									
海洋研究開発機構								○	港湾空港技術研究所										
国立高等専門学校機構	○							○	電子航法研究所										
大学評価・学位授与機構									航海訓練所								○		
国立大学財務・経営センター								○	海技教育機構				○				○		
日本原子力研究開発機構	○							○	航空大学校								○		
国立健康・栄養研究所									自動車検査										
労働安全衛生総合研究所									鉄道建設・運輸施設整備支援機構								○	○	
勤労者退職金共済機構				○					国際観光振興機構										
高齢・障害・求職者雇用支援機構				○				○	水資源機構										
福祉医療機構				○				○	自動車事故対策機構										
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	○								空港周辺整備機構									○	
労働政策研究・研修機構								○	海上災害防止センター										
労働者健康福祉機構								○	都市再生機構								○	○	
国立病院機構	○							○	奄美群島振興開発基金								○	○	
医薬品医療機器総合機構			○					○	日本高速道路保有・債務返済機構								○	○	
医薬基盤研究所			○					○	住宅金融支援機構		○			○			○		
年金・健康保険福祉施設整理機構	○							○	国立環境研究所	○									
年金積立金管理運用									環境再生保全機構										
国立がん研究センター					○				原子力安全基盤機構										
国立循環器病研究センター					○				駐留軍等労働者労務管理機構								○		
国立精神・神経医療研究センター					○														
									計		15	3	6	16	19	5	46	14	10

別表4 83法人における精算対象積立金の繰越し及び国庫納付の状況

【第1期終了時】

(単位：千円)

独立行政法人名	勘定名	精算対象積立金 (A)	次期中期繰越積立金 (B)	繰越し			国庫納付額 (A)-(B)
				自己収入を財源として取得した償却資産の未償却残高	東日本大震災による契約済繰越し	その他	
国立公文書館	-	363,104	-	-	-	-	363,104
北方領土問題対策協会	一般業務勘定	142,748	-	-	-	-	142,748
国民生活センター	-	437,136	-	-	-	-	437,136
情報通信研究機構	一般勘定	11,702,445	10,114,974	10,114,974	-	-	1,587,471
	債務保証勘定	873,793	389,378	-	-	389,378	484,415
	衛星管制債務償還勘定	16,226	16,226	-	-	16,226	-
統計センター	-	1,502,715	4,900	-	-	4,900	1,497,815
国際協力機構	一般勘定	7,612,791	7,122,532	-	-	7,122,532	490,259
国際交流基金	-	1,066,123	768,329	-	-	768,329	297,793
酒類総合研究所	-	685,551	2,900	2,900	-	-	682,651
国立特別支援教育総合研究所	-	49,257	-	-	-	-	49,257
大学入試センター	-	218,786	185,303	185,303	-	-	33,483
国立青少年教育振興機構	-	371,982	5,501	1,575	2,173	1,753	366,480
国立女性教育会館	-	174,048	-	-	-	-	174,048
国立科学博物館	-	51,562	5,229	5,229	-	-	46,332
物質・材料研究機構	一般勘定	3,659,685	1,265,096	1,265,096	-	-	2,394,588
防災科学技術研究所	一般勘定	1,504,452	452,982	452,982	-	-	1,051,470
放射線医学総合研究所	-	625,617	21,081	21,081	-	-	604,536
国立美術館	-	1,880,361	381,532	-	-	381,532	1,498,828
国立文化財機構	-	1,304,299	653,432	652,507	-	924	650,867
教員研修センター	-	602,190	-	-	-	-	602,190
科学技術振興機構	一般勘定	1,568,070	2,068	2,068	-	-	1,566,002
日本学術振興会	一般勘定	1,799,848	79,316	-	-	79,316	1,720,532
理化学研究所	-	3,905,682	2,277,826	1,954,130	-	323,696	1,627,856
宇宙航空研究開発機構	-	16,831,809	16,576,945	2,414,971	-	14,161,974	254,863
日本スポーツ振興センター	一般勘定	5,332,953	1,887,663	-	-	1,887,663	3,445,290
日本芸術文化振興会	-	1,691,950	1,012,918	215,460	-	797,458	679,032
日本学生支援機構	-	1,271,595	624,125	-	-	624,125	647,470
海洋研究開発機構	-	827,432	676,953	248,963	-	427,990	150,479
国立高等専門学校機構	一般勘定	1,208,425	383,368	143,086	-	240,282	825,056
大学評価・学位授与機構	-	463,248	-	-	-	-	463,248
国立大学財務・経営センター	一般勘定	262,880	67,120	67,120	-	-	195,759
日本原子力研究開発機構	一般勘定	2,277,827	2,039,015	1,297,774	-	741,241	238,812
	電源利用勘定	5,030,183	4,871,375	455,102	-	4,416,273	158,807
国立健康・栄養研究所	-	304,570	-	-	-	-	304,570
労働安全衛生総合研究所	一般勘定	292,158	-	-	-	-	292,158
	社会復帰促進等事業勘定	551,416	-	-	-	-	551,416
勤労者退職金共済機構	一般の中小企業退職金共済事業等勘定	998,134	822,441	-	-	822,441	175,692
	建設業退職金共済事業等勘定	85,875,834	85,840,189	-	-	85,840,189	35,645
	清酒製造業退職金共済事業等勘定	1,042,671	1,027,399	-	-	1,027,399	15,271
高齢・障害・求職者雇用支援機構	林業退職金共済事業等勘定	24,231	2,320	-	-	2,320	21,911
	高齢・障害者雇用支援勘定	5,970,508	-	-	-	-	5,970,508
福祉医療機構	障害者職業能力開発勘定	115,173	-	-	-	-	115,173
	長寿・子育て・障害者基金勘定	3,503,768	1,774,011	167,235	-	1,606,775	1,729,757
	年金担保貸付勘定	1,520,242	139,814	139,814	-	-	1,380,427
	労災年金担保貸付勘定	48,556	2,413	2,413	-	-	46,142
	一般勘定	519,706	-	-	-	-	519,706
	共済勘定	3,430	-	-	-	-	3,430
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	承継教育資金貸付けあっせん勘定	60,532	-	-	-	-	60,532
労働政策研究・研修機構	一般勘定	7,441	-	-	-	-	7,441
	一般勘定	190,408	-	-	-	-	190,408
	労災勘定	35,268	-	-	-	-	35,268
国立病院機構	雇用勘定	777,805	-	-	-	-	777,805
	-	53,888,031	50,723,471	-	-	50,723,471	3,164,559
	医薬基盤研究所	開発振興勘定	1,067,751	292,512	292,512	-	775,239
農林水産消費安全技術センター	-	1,736,153	3,291	1,256	-	2,034	1,732,861
種苗管理センター	-	193,742	-	-	-	-	193,742
家畜改良センター	-	1,458,753	90,472	6,903	-	83,569	1,368,280
水産大学校	-	715,695	31,004	1,832	-	29,171	684,691
農業・食品産業技術総合研究機構	農業技術研究業務勘定	5,421,684	2,471,237	2,146,080	72,735	252,420	2,950,447
	基礎的研究業務勘定	367,175	22	-	-	22	367,152
	農業機械化促進業務勘定	331,123	45,586	40,223	1,459	3,903	285,537
農業生物資源研究所	-	1,621,317	531,544	525,786	-	5,758	1,089,772
農業環境技術研究所	-	804,425	226,547	225,297	-	1,250	577,877
国際農林水産業研究センター	-	347,717	7,244	-	-	7,244	340,473
森林総合研究所	研究・育種勘定	957,806	213,574	212,379	-	1,194	744,232
水産総合研究センター	海洋水産資源開発勘定	697,481	2,252	-	-	2,252	695,228
	試験研究・技術開発勘定	1,740,160	538,447	418,026	-	120,420	1,201,712

独立行政法人名	勘定名	精算対象積立金 (A)	次期中期繰越積立金 (B)	自己収入を財源として取得した償却資産の未償却残高	東日本大震災による契約済繰越し	その他	国庫納付額 (A)-(B)
				-	-	-	
農畜産業振興機構	畜産勘定	4,437,305	869,987	-	-	869,987	3,567,317
	野菜勘定	118,663	-	-	-	-	118,663
	でん粉勘定	483,845	376,272	-	-	376,272	107,572
	補給金等勘定	25,653,258	25,653,258	-	-	25,653,258	-
	肉用子牛勘定	20,448	-	-	-	-	20,448
	債務保証勘定	18,021	-	-	-	-	18,021
農業者年金基金	特例付加年金勘定	186,935	105	-	-	105	186,830
	農業者高齢年金等勘定	204,068	237	-	-	237	203,831
	旧年金勘定	4,439,871	3,998,838	-	-	3,998,838	441,033
	農地売買貸借等勘定	468,985	296,963	-	-	296,963	172,022
農林漁業信用基金	農業信用保険勘定	2,733,600	2,733,600	-	-	2,733,600	-
	林業信用保証勘定	3,067,341	3,067,341	-	-	3,067,341	-
	農業災害補償関係勘定	2,434,462	2,434,462	-	-	2,434,462	-
	漁業災害補償関係勘定	145,889	145,889	-	-	145,889	-
経済産業研究所	-	83,060	-	-	-	-	83,060
工業所有権情報・研修館	-	2,290,542	-	-	-	-	2,290,542
産業技術総合研究所	-	15,981,142	15,227,162	15,227,162	-	-	753,979
製品評価技術基盤機構	-	897,312	392,173	307,893	-	84,279	505,138
新エネルギー・産業技術総合開発機構	一般勘定	1,488,851	39,174	17,264	-	21,910	1,449,676
	電源利用勘定	1,427,669	42,436	18,860	-	23,576	1,385,232
	エネルギー需給勘定	5,000,830	80,693	42,703	-	37,990	4,920,136
	特定事業活動等促進経過勘定	126,803	-	-	-	-	126,803
日本貿易振興機構	-	895,119	895,119	12,714	-	882,405	-
原子力安全基盤機構	立地勘定	752,962	-	-	-	-	752,962
	利用勘定	619,353	-	-	-	-	619,353
	その他の勘定	481,791	46,676	46,676	-	-	435,115
情報処理推進機構	一般勘定	457,805	28,982	28,982	-	-	428,822
	試験勘定	969,638	969,638	197,453	-	772,184	-
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油天然ガス勘定	73,442,256	34,038,874	-	-	34,038,874	39,403,381
	金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定	280,299	36,348	-	-	36,348	243,951
	金属鉱業一般勘定	442,219	-	-	-	-	442,219
中小企業基盤整備機構	一般勘定	9,266,526	5,370,500	2,065,767	-	3,304,732	3,896,025
	産業基盤整備勘定	2,188,977	1,719,084	14,625	-	1,704,459	469,892
	中小企業倒産防止共済勘定	36,630	12,444	-	-	12,444	24,186
	工業再配置等業務特別勘定	14,271,279	14,271,279	1,797	-	14,269,482	-
土木研究所	一般勘定	844,714	5,293	5,293	-	-	839,421
	道路整備勘定	173,082	-	-	-	-	173,082
	治水勘定	60,405	-	-	-	-	60,405
建築研究所	-	989,904	-	-	-	-	989,904
交通安全環境研究所	一般勘定	1,600,246	1,253,791	1,252,755	-	1,036	346,454
	審査勘定	211,664	2,290	-	-	2,290	209,373
海上技術安全研究所	-	1,183,145	227,221	227,221	-	-	955,924
港湾空港技術研究所	-	546,885	30,235	30,235	-	-	516,649
電子航法研究所	一般勘定	117,733	3,782	-	-	3,782	113,951
	空港整備勘定	143,382	3,162	-	-	3,162	140,220
航海訓練所	-	797,622	37,800	-	-	37,800	759,821
海技教育機構	-	107,948	26,421	4,380	10,964	11,076	81,526
航空大学校	一般勘定	615,431	-	-	-	-	615,431
	空港整備勘定	21,089	-	-	-	-	21,089
自動車検査	-	1,571,399	-	-	-	-	1,571,399
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	建設勘定	3,818,204	3,818,204	-	-	3,818,204	-
	助成勘定	699,949,431	699,937,516	280	-	699,937,235	11,915
	基礎的研究等勘定	34,516	-	-	-	-	34,516
国際観光振興機構	-	172,779	28,745	16,263	-	12,482	144,034
水資源機構	-	98,697,392	98,697,392	-	-	98,697,392	-
自動車事故対策機構	-	5,007,107	141,846	-	-	141,846	4,865,260
海上災害防止センター	-	154,738	154,738	27,337	-	127,401	-
日本高速道路保有・債務返済機構	-	1,492,155	1,456,983	1,456,983	-	-	35,172
住宅金融支援機構	住宅融資保険勘定	2,123,281	-	-	-	-	2,123,281
	財形住宅資金貸付勘定	51,318,733	22,576,170	-	-	22,576,170	28,742,562
	住宅資金貸付等勘定	329,869,806	329,869,806	-	-	329,869,806	-
国立環境研究所	-	1,144,563	372,727	363,934	-	8,792	771,836
環境再生保全機構	公害健康被害補償予防業務勘定	1,035,694	869,959	97,488	-	772,471	165,734
	基金勘定	674,754	-	-	-	-	674,754
	承継勘定	9,136,809	6,989,438	-	-	6,989,438	2,147,371
駐留軍等労働者労務管理機構	-	937,127	-	-	-	-	937,127
計		1,640,873,195	1,475,924,977	45,144,166	87,333	1,430,693,477	164,948,218

【第2期終了時】

(単位：千円)

独立行政法人名	勘定名	精算対象積立金 (A)	次期中期繰越積立金 (B)	自己収入を財源として取得した償却資産の未償却残高			国庫納付額 (A)-(B)
				東日本大震災による契約済繰越し	その他		
国立公文書館	-	280,784	-	-	-	-	280,784
情報通信研究機構	一般勘定	2,190,942	1,780,982	997,990	291,410	491,581	409,960
	債務保証勘定	491,811	222,508	-	-	222,508	269,303
国際協力機構	一般勘定	29,521,016	23,850,673	-	-	23,850,673	5,670,342
酒類総合研究所	-	319,730	537	537	-	-	319,192
国立特別支援教育総合研究所	-	123,960	-	-	-	-	123,960
大学入試センター	-	1,385,010	1,023,321	677,011	-	346,310	361,688
国立女性教育会館	-	36,438	-	-	-	-	36,438
国立科学博物館	-	140,527	77,331	1,394	75,937	-	63,196
物質・材料研究機構	一般勘定	1,902,109	1,902,109	1,527,098	464,884	-89,873	-
防災科学技術研究所	一般勘定	242,325	77,049	19,279	57,769	-	165,276
放射線医学総合研究所	-	909,999	81,231	17,249	4,866	59,115	828,767
国立美術館	-	1,999,491	393,117	-	-	393,117	1,606,373
教員研修センター	-	510,253	-	-	-	-	510,253
科学技術振興機構	一般勘定	2,947,821	387,449	1,770	-	385,678	2,560,371
国立健康・栄養研究所	-	252,470	-	-	-	-	252,470
労働政策研究・研修機構	一般勘定	393,058	-	-	-	-	393,058
	労災勘定	93,633	-	-	-	-	93,633
	雇用勘定	1,251,321	-	-	-	-	1,251,321
種苗管理センター	-	200,171	-	-	-	-	200,171
家畜改良センター	-	968,508	69,304	35,642	20,986	12,675	899,204
水産大学校	-	666,633	61,119	18,969	-	42,149	605,514
農業生物資源研究所	-	980,909	474,193	354,500	87,046	32,645	506,716
農業環境技術研究所	-	713,151	129,244	101,356	27,888	-	583,906
国際農林水産業研究センター	-	511,155	44,205	28,026	3,727	12,451	466,950
森林総合研究所	研究・育種勘定	1,909,170	1,179,528	1,170,486	6,352	2,690	729,642
	特定地域整備等勘定	5,400,049	4,058,682	-	-	4,058,682	1,341,367
	水源林勘定	1,047,574	1,047,574	-	-	1,047,574	-
水産総合研究センター	海洋水産資源開発勘定	248,869	403	-	-	403	248,466
	試験研究・技術開発勘定	1,847,038	575,901	299,466	100,463	175,971	1,271,137
	-	651,490	-	-	-	-	651,490
経済産業研究所	-	651,490	-	-	-	-	651,490
工業所有権情報・研修館	-	7,490,541	-	-	-	-	7,490,541
産業技術総合研究所	-	18,741,903	16,771,590	16,164,904	-	606,685	1,970,312
製品評価技術基盤機構	-	1,966,010	1,126,737	32,246	165,010	929,480	839,272
日本貿易振興機構	-	5,187,473	481,070	38,173	-	442,897	4,706,402
原子力安全基盤機構	立地勘定	912,556	10,477	-	-	10,477	902,079
	利用勘定	1,971,138	5,252	-	-	5,252	1,965,885
	その他の勘定	1,191,698	1,191,698	164,904	718,996	307,797	-
土木研究所	-	1,071,385	14,867	14,867	-	-	1,056,517
建築研究所	-	210,633	-	-	-	-	210,633
交通安全環境研究所	一般勘定	302,982	302,982	345,574	-	-42,591	-
	審査勘定	78,713	15,829	2,655	12,799	375	62,883
海上技術安全研究所	-	249,437	222,394	222,394	-	-	27,043
港湾空港技術研究所	-	433,078	297,295	297,295	-	-	135,782
電子航法研究所	-	377,585	2,114	-	-	2,114	375,470
航海訓練所	-	642,303	26,580	-	-	26,580	615,723
航空大学校	-	78,886	-	-	-	-	78,886
自動車検査	-	1,378,268	1,147,772	1,120,415	-	27,356	230,495
自動車事故対策機構	-	6,138,223	12,089	-	-	12,089	6,126,133
海上災害防止センター	防災措置業務勘定	545,560	545,560	334,906	-	210,654	-
国立環境研究所	-	1,328,688	154,683	120,507	22,449	11,726	1,174,004
駐留軍等労働者労務管理機構	-	1,016,173	-	-	-	-	1,016,173
計		111,450,672	59,765,467	24,109,627	2,060,588	33,595,251	51,685,205

【第3期終了時】

(単位：千円)

独立行政法人名	勘定名	精算対象積立金 (A)	次期中期繰越積立金 (B)	自己収入を財源として取得した償却資産の未償却残高			国庫納付額 (A)-(B)
				東日本大震災による契約済繰越し	その他		
教員研修センター	-	15,415	0	0	0	0	15,415